

平成24年12月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成24年12月12日（水曜日）

議事日程第1号

平成24年12月12日（水曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 発議第11号 八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 発議第12号 八峰町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第6 議案第98号 専決処分事項の報告について（平成24年度八峰町一般会計補正予算（第8号））
- 第7 議案第99号 秋田県町村電算システム共同事業組合の設立について
- 第8 議案第100号 平成24年度八峰町一般会計補正予算（第9号）
- 第9 議案第101号 平成24年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第102号 平成24年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第103号 平成24年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第104号 平成24年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第13 議案第105号 平成24年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第14 陳情第7号 オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める陳情
- 第15 陳情第8号 消費税増税に関する意見書の提出について
- 第16 陳情第9号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書
- 第17 陳情第10号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書
- 第18 陳情第11号 「教育費無償化」の前進をもとめる陳情書

- 第19 陳情第 12号 「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる陳情書
- 第20 陳情第 13号 国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求める陳情書
- 第21 陳情第 14号 最低保障年金制度を消費税によらないで創設することを求める陳情書
- 第22 陳情第 15号 地域経済と雇用対策強化の為の地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書

出席議員（14人）

1番 松岡清悦	2番 見上政子	3番 柴田正高
4番 丸山あつ子	5番 門脇直樹	6番 腰山良悦
7番 皆川鉄也	8番 福司憲友	9番 山本優人
10番 佐藤克實	11番 阿部栄悦	12番 鈴木一彦
13番 芦崎達美	14番 須藤正人	

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長 加藤和夫	副町長 伊藤進
教育長 千葉良一	総務課長 田村正
会計課長 小林慶範	企画財政課長 武田武
町民生活課長 金平公明	福祉保健課長 佐々木充
管財課長 鈴木久明	税務課長 小林孝一
教育次長 辻正英	生涯学習課長 金田千秋
産業振興課長 須藤徳雄	農林振興課長 松森尚文
建設課長 田村博	幼児保育課長 伊勢均
農業委員会事務局長 米森博孝	学校給食センター所長 木村学
あきた白神体験センター所長 工藤金悦	

議会事務局職員出席者

議会事務局長 嶋津宣美 書記 船山厚子

午前10時00分 開 会

○議長（須藤正人君） おはようございます。

これより平成24年12月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、6番腰山良悦君、7番皆川鉄也君、8番福司憲友君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員長よりご報告願います。佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤克實君） おはようございます。議会運営委員長の佐藤でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る11月27日と12月6日の両日、議長同席の下に全員出席し、議会運営委員会を開き、11月9日付で議長から諮問のあった平成24年12月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営等に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については本日から13日までの2日間とし、日程等については皆さんのお手元にお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（須藤正人君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり本日から13日までの2日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、今定例会の会期は本日から13日までの2日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と合わせて報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

本日、平成24年12月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙

のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、提出諸議案の説明に先立ち、9月定例会以降の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、政府は8月末に「平成25年度から27年度を対象とした中期財政フレームの基本的な考え方」を閣議決定し、社会保障・税一体改革の実現を図ると共に、日本再生に向けた重点分野への大胆な予算配分と東日本大震災からの復興、福島の再生を最重要かつ最優先課題とし、必要不可欠な事業を着実に実施する方針であります。

しかし、財政の健全化も大きな課題で、歳入においては、公債発行額の抑制と共に「社会保障の安定財源の確保に必要な消費税法、地方税法及び地方交付税法の法律改正」に基づく抜本改革の推進と、歳出においては、社会保障分野も含め、聖域を設けず歳出全般を見直すこととしております。

これらを受けて、当町の平成25年度予算編成は、今月中に各課からの予算要求を取りまとめ、1月上旬から予算査定に入ります。

予算査定に当たっては、町民の意見・要望を重視しながら、総合振興計画、過疎地域自立促進計画などを基に地域産業の振興、雇用の確保・創出等を重点施策に据え、また、町民サービスの向上と福祉の増進、生活環境の整備などでは、創意工夫を凝らした予算編成に心がけてまいります。

しかし、「国の予算成立が大幅に遅れる」との予測もあり、国・県の方針や政局の動向にも注視し、あらゆる事務事業の見直しや変化などに迅速かつ柔軟に対応してまいります。

また、町財政の運営においては、中長期的視点で持続可能な町政を維持するため、財政の健全化をより一層押し進めていかなければならないものと考えております。

次に、11月28日をもって交通死亡事故ゼロ2000日を達成し、11月15日に峰栄館で知事表彰と県警本部長顕彰の伝達式を行いました。

また、八森警察官駐在所の伊藤所長より「交通死亡事故抑止継続2500日達成に向けて」という演題で交通安全講話をしていただきました。

当日は、議員の皆様をはじめ、交通安全協会の各支部の会員や交通安全母の会、交通指導隊など八峰町交通安全対策協議会の会員や町民が多数出席し、記録を喜び合うと共に、改めて交通安全意識を高め合ったところであります。

この記録を達成できたのも、町民の皆様をはじめ、議員の皆様や関係機関・団体のご協力の賜であり、感謝申し上げます。

旧峰浜村では、交通死亡事故ゼロ4000日を達成しており、町としても3000日、4000日を目指して交通安全運動に取り組んでまいります。

次に、秋の行政協力員会議を11月14日峰栄館で開催し、各自治会から出された道路改良などの要望52件について、それぞれ町の考え方を示し、意見交換を行ったところであります。

要望に対する意見交換のほか、町からは、町道の冬期間閉鎖箇所や自治会が利用できるコミュニティ助成事業、小型除雪機械などの貸出事業などを説明し理解を深めていただきました。

次に、北海道及び関東ふるさと会についてであります。両総会に私と須藤議会議長が出席し、町の近況を報告すると共に、ふるさと会の更なる発展と町への支援活動をお願いしてまいりました。

北海道八峰町ふるさと会総会は、10月20日、札幌市内で約50名参加して開催され、八峰町関東ふるさと会総会は、11月18日、東京都内で約180名が参加して開催されました。今後とも、両ふるさと会との連絡を密にし、当町の魅力を広く発信してまいりたいと考えております。

次に、バス乗車券類購入補助事業についてであります。

昨年10月から実施した「バス乗車券類等購入補助事業」における1年間の実績であります。販売枚数が931件、通常販売額は414万8,000円弱で、その2分の1を町が助成しております。助成金額は当初の予想を下回ったものの、路線バス利用者及び事業者の双方から喜びと事業継続の声が寄せられております。

また、生活バス路線等維持費補助金を路線バス事業者に交付しておりますが、今年度の補助交付額は677万6,000円で、バス乗車券等購入補助事業の効果もあって、前年対比で100万円余りの軽減が図られております。

次に、秋田県町村電算システム共同化事業についてであります。

秋田県町村会では、町村の行政事務に関わる電算システムの共同化を推進し、システム費用の低減化及び業務の平準化を図る目的で、平成21年度から電算共同化に向けた調査研究を進めてまいりました。この業務の運営組織形態も協議しておりましたが、「一部事務組合方式」を選択し、去る11月28日に県内町村長による「秋田県町村電算システム共同化に関する協定書」の締結式を行っております。この一部事務組合の設立の手続きには、加入する全ての町村議会の議決が必要なことから、本定例会に関連の議案を提出しておりますので、宜しくお願いたします。

次に、自殺予防対策事業について申し上げます。

まず、10月27日、ファガスにおいて「八峰町こころの映画会」を開催しました。映画会では、親子の絆を考えさせる「オカンの嫁入り」が上映され、約230名の方が鑑賞されております。また、上映後には、秋田大学国際課長の高橋康弘氏が「元新聞記者秋田で元気になる！」と題して講演し、自身が新聞記者時代に経験したうつ病の苦しさや、医師と仲間の支援によりうつ病を乗り越えられたことなどを紹介しながら、秋田県人は生真面目過ぎるのではないかと、家族にちょっと迷惑をかけるぐらいの気持ちが自殺予防に繋がっていくのではと話されておりました。

また、11月17日、旧岩子小学校で開催された「ことぶき大学健康講話並びに芸能発表会」では、劇団蒼い鷹による高齢者自殺予防寸劇「幸せの黄色いハチマキ～田野倉家の人々！」が上演され、観衆の笑いを誘いながらも、高齢者に対して家族をはじめ近隣者や地域の人たちが目を向け関わり合っていくことの大切さを考えていただいたところです。

今後とも自殺者ゼロの町を目指し、関係機関や団体等と連携しながら自殺予防対策事業を取り組んでまいりたいと考えております。

次に、八森地区統合子ども園のその後の経過について申し上げます。

9月28日、10月4日の両日、プロポーザル選定委員会を開催し、7社から提出された技術提案書の審査及びプレゼンテーションを経て最優秀者及び次点者を決定いたしました。その後、保育士、調理師を交えた打合わせ会を開催し、先進地の保育園を視察するなど、よりよいものを造るべく努めております。基本設計を年内までに完成させ、議会にも図面を提示し説明したいと考えています。その後、実施設計を完成させ、25年度の工事着工に向け準備を進めているところです。

また、用地につきましては関係者による現地立会いを終了し、今後、用地買収のための交渉に入っていくこととなりますが、買収に関わる所要額を今議会に補正計上しておりますので、宜しく願いいたします。

次に、今期のハタハタ漁についてであります。県と県内4漁協で組織する「秋田県ハタハタ資源対策協議会」では、今期の漁獲可能量を昨年より100トン少ない2,700トンに、配分は例年どおり沿岸が6割、沖合が4割に決定しました。また、今期の季節ハタハタの初漁日を11月29日の前後3日間とし、雄雌共に中型が主体であるとの漁況予報を示しました。

11月25日の季節ハタハタ漁解禁後の本町の状況であります。11月30日の初水揚げ以降、低調な漁が続いておりましたが、12月6日にようやく本隊が接岸し、八森、岩館漁港周辺は

一気に活気づきました。季節ハタハタ漁も終盤を迎えておりますが、本町の産業に好影響を及ぼすような結果となるよう期待するところであります。

次に、観光などイベント事業についてであります。秋田デスティネーションキャンペーン、「プレDC」がスタートした10月1日、あきた白神駅において、あきた白神駅開業15周年記念イベントを実施しました。当日は、峰神太鼓の皆さんの演奏と八森地区の園児の皆さんなどにより、リゾート白神号を出迎えたほか、観光駅長や産業振興課職員が車両に乗り込み、観光物産のPRなどを行いました。

秋田DC関連では、そのほかに、10月17日、秋田市において「全国宣伝販売促進会議」が旅行エージェントやJR関係者など約800人が集結して開催され、本町も、秋田白神エリアの一員として観光及び特産品のPRを行いました。翌日からは7コースに分かれて模擬ツアーが実施されましたが、本町では、あきた白神体験センターやジオポイントである椿海岸などに立ち寄り、担当者からの説明に聞き入っておりました。

また、10月26日から30日の5日間、上野駅地産品ショップ「のもの」で八峰町フェアを開催し、町の特産品を売り込むと共に観光情報の発信に努めてまいりました。今回は、関東ふるさと会会長をはじめ、多くの会員の皆様から販売員としてご協力いただき、成功を収めることができました。八峰町関東ふるさと会の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

10月6日開催の白神山地世界遺産登録20周年記念プレイベントニツ森自然観察会「つつまれてブナの白神」には、県内外から34人が参加し、色づき始めた真瀬溪谷やニツ森登山などを楽しんでおりました。また、翌7日には、白神ネイチャー協会主催による植樹ボランティア事業が行なわれ、県内外から参加された139人のボランティアの皆さんにより、ブナやミズナラの苗木324本が植えられ、白神山地周辺の保全活動に協力していただきました。

はっぼう“んめもの”まつり実行委員会主催の「秋の収穫祭」が10月6日、7日の2日間、道の駅みねはまを主会場に開催され、今年も八峰産の新鮮な野菜や果実、海産物が販売されたほか、東日本大震災の復興支援事業として「十和田バラ焼き」、「浪江焼きそば」などB級グルメの出店や「仙台すずめ踊り」、「盛岡さんさ踊り」など郷土芸能の出演もあり、来場者数は2日間で約1万8,000人であったと伺っております。

なお、ルート101観光連絡協議会主催の連携イベント「国盗りあみ引き合戦」は、今年は青森県側が勝利し、深浦町十二湖駅前に観光的県境が南下することになりました。

次に、ジオパーク推進事業についてであります。9月24日開催の第15回日本ジオパーク委員会において、本町の八峰白神ジオパークが、湯沢、銚子、箱根、伊豆半島と共に新たに

日本ジオパークに認定され、11月2日から高知県室戸市で開催されたジオパーク全国大会において正式に認定書の交付を受けました。また、12月2日には、八峰白神ジオパーク推進協議会主催の日本ジオパーク認定記念セレモニーが八峰町文化交流施設「ファガス」において開催され、「ジオパークが地域に与える影響」をテーマに基調講演やパネルディスカッションが行われたほか、関係者による祝賀会も開催されました。

日本ジオパーク委員会の審査結果報告によりますと、八峰白神ジオパークの優れている点として、世界自然遺産と密接に関連するジオパークは日本初であり、世界自然遺産であるがゆえに容易には立ち入れない白神山地の地質を海岸線付近で学べることは大きな魅力であるとしており、今後の課題・改善点としては、他のジオパークとの差別化、案内表示、解説板の整備、ジオパーク拠点施設の整備等が指摘されております。

本事業は、指定を受けるのが目的ではなく、ジオパークを地域振興の一つのツールとして活用していくことが大切であると考えておりますので、今後も八峰白神ジオパーク推進協議会と連携し、地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

日本ジオパーク認定に向け、ご尽力を賜りました関係各位に対し、心から感謝を申し上げます。

次に、韓国珍島郡との友好交流についてであります。去る10月12日、韓国珍島郡から郡守ほか4名が来町し、本町と珍島郡との相互関係樹立調印式を行いました。

協定の内容については、議会全員協議会で説明したとおり、貿易や観光を中心とした様々な事業を推進及び発展していくために、両自治体が信頼と友好交流を基に相互の協力関係を維持することなど4項目であります。

珍島郡守からは、相互の友好関係を更に推進するため、珍島郡への招聘書も届いておりますので、今後検討したいと考えております。

また、韓国関連では、秋田県知事を会長に行政機関や民間企業などで組織する「韓国ドラマ秋田サポート委員会」を設立し、韓国ドラマ「アイリス2」のロケ地誘致活動を展開しておりますが、このたび韓国においてドラマの制作発表があり、秋田県内でのロケが決定しました。監督・スタッフによるロケハンティングの後、県内でのロケ地数カ所が決定されることとなりますが、本町がロケ地に選考された場合には、撮影応援スタッフほか、ロケ支援に伴う費用も必要となりますので、それらについては補正予算等で対応したいと考えております。

次に、農林業関係について申し上げます。

最初に、24年産米の作柄概況ですが、12月7日に発表された作況指数は全国が102、東北が103で、いずれも「やや良」の豊作となりました。秋田県は6月中下旬の気温の落ち込みが東北の他県より大きかったため、東北で最も低い100の「平年並み」となりました。県北は99で「平年並み」となり、10a当たり収量は、昨年より1kg少ない551kgと確定しました。

米については、出穂期以降も好天の日が続き登熟も進み、収穫作業も順調に終了しましたが、10月中旬からは雨の日が続き、大豆、ソバ、ネギなどの収穫作業は大幅に遅れてしまいました。戸別所得補償交付金は、作物の収穫・出荷が原則となっていることから、東北農政局の指示で現地調査等を行うと共に、収穫を行うよう、栽培農家等へ要請しました。

次に、25年産米の生産調整について申し上げます。

農林水産省は11月29日、都道府県別の生産数量目標を発表しました。全国の数値目標は791万tで前年より2万t（0.3%）減となりましたが、秋田県は前年より2,790t（0.6%）増の44万6,430t配分され、2年連続で前年より増加しました。面積換算すると前年より490ha増の7万7,910haとなり、転作目標面積も減ることになります。

今月27日に県から市町村別生産数量目標が示される予定ですが、来年1月中に八峰町農業再生協議会を開催し、配分方針等を協議・決定していただき、農家への配分作業を進めてまいります。

次に、農業者戸別所得補償制度について申し上げます。

10a当たり1万5,000円交付される「米の所得補償交付金」は、533戸の農家に1億5,217万円が11月15日に交付されました。また、11月28日には、大豆、ソバなどの戦略作物や地域振興作物、地力増進作物、加工用米、備蓄米などに交付される「水田活用所得補償交付金」が、253戸の農家に1億273万3,000円が交付され、合計額は2億5,555万円で、前年度より2,766万3,000円少なく交付されました。

次に、生薬栽培事業について申し上げます。

独立行政法人・医薬基盤研究所が運営している薬用植物資源研究センター和歌山圃場が今年3月で閉鎖し、生薬を分譲処分するとの情報が東京生薬協会から入り、10月10日、同センター筑波研究所に出向き、本町の生薬栽培事業について説明し、試験栽培用に生薬を無料で分譲してもらうことにしました。分譲を受けるためには直接現地に行って掘り取り・積み込み・運搬をする必要があり、10月16日から19日にかけて2tトラックを借り上げ、職員3人が現地に出向き、23品目を分譲してもらい、町の「ふれあい農園」に331株を定植しました。

東京生薬協会との事業打合せと栽培勉強会を10月と11月にも開催し、来年度は、先に報告したウイキョウ、セネガ、カミツレ、キキョウの4品目にオタネニンジン、カンゾウ、センブリの3品目を加え、町の農園のうち44aで試験栽培を行うことにしました。

次に、峰浜培養の再開について申し上げます。

峰浜培養については、ホダ木の製造を9月中止し、早期再開に向けて、これまで種菌メーカーの比較検討や県外産地の視察などを重ね検討した結果、11月26日の取締役会議で会社の運営方針や種菌メーカーが決定し、来年早々にホダ木の製造を再開することにしました。

種菌メーカーの選定に当たっては、3社から提案書や見積書を提示してもらい、施設改修費や培養期間、品質・収量などを比較検討した結果、ジャパンアグリテック株式会社が開発した新品種「KA1001号」を採用することにしました。

生産農家には、従来の栽培方法との相違点や収益性などを11月30日に説明したほか、現在栽培している先進地も視察してもらうことにしております。その結果、栽培を希望しない農家の施設については、峰浜培養で直接栽培することにしております。

また、新品種での経営が軌道に乗るまで、専門家に常駐してもらい、培養から栽培まで指導してもらうことにしております。

更に、秋田県森林技術センターからシイタケ発生異常の調査結果、改善策等も報告されたので、再開に当たっては、これらの問題点を解消すると共に、従来の栽培方法と根本的に違いますので、栽培技術講習会を開催することにしております。

峰浜培養を再開するためには、チップ置き場の建設や施設・設備の一部改修、タイヤローダーなどを購入する必要があります。また、借入金の償還や人件費、原材料等の購入費も必要になります。

そのため、当面の運営資金として貸付金8,500万円、施設改修等に対する補助金として1,500万円の計1億円を支援することにし、本定例会に予算計上しております。

菌床シイタケが町の産業として果たしてきた役割や雇用拡大にも大きく貢献してきた観点などから、早期に再開するためにもご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、林業施設災害復旧事業について申し上げます。

7月15、16日の豪雨により林道池の台線、山内線、母谷山線、水沢山線の4カ所で路肩決壊などの林道災害が発生し、災害復旧補助事業として県に申請し、10月23日に災害査定を受け、申請額の95%が認められました。本定例会に係る予算を計上しましたので、宜しくお願い申し上げます。

次に、今冬の除雪についてであります。去る11月26日に八峰町除雪会議を開催し、町及び除雪関係業者で今年度の除雪基準や除雪体制及び注意事項などについて打ち合わせを行っております。今年度から県道振り替えにより路線数が増えましたので、路線の組み替えや除雪機械の配置換えなどを行っております。このため、降雪前にオペレーターが路線状況や障害物等を確認し、安全運転に努めるよう指導しております。

一般的な除雪に関しては午前7時までの完了を目指して出動すると共に、相互の連携、凍結防止剤の散布、わだち路面の修復、拡幅除雪と運搬排雪を適宜に行い、道路交通の確保と安全を図ってまいります。

次に、住宅リフォーム緊急支援事業についてであります。当町における11月末現在の申請件数は106件で、予算執行件数は80件、1,629万9,000円となっております。

これまでの予算執行額が8割以上になっており、地域経済の活性化のため、当該事業を継続してまいりたいと考え、本定例会に補助金の補正を計上しておりますので、宜しくお願いいたします。

次に、生涯学習課関連の行事について申し上げます。

はじめに、スポーツ少年団関連について申し上げます。

10月6日からアリナスで開催された第40回能代市山本郡秋季ミニバスケットボール大会において、八森スポーツ少年団が全県出場をかけて強豪チームを相手にチーム一丸となって頑張った結果、3位となり、統合した八森スポーツ少年団としては初めての全県大会出場を決めております。

全県大会は、魁杯争奪第41回秋田県ミニバスケットボール交歓大会兼第35回秋田県スポーツ少年団大会として、年が明けた1月5日から7日まで秋田市立体育館で開催されます。

全県大会においては、チームの一人一人が団結して、まずは初戦を突破し、その勢いで勝ち進み、東北大会や全国大会出場を大いに期待しているところであります。

町では全県大会への派遣費用の一部を助成することとし、本議会に補正をお願いしているところですので、宜しくお願いいたします。

次に、町民文化祭について申し上げます。

7回目となる今年度は、11月3日から7日までの5日間の開催期間としました。

小・中学生、芸術文化協会加入団体、一般の方々及び社会福祉施設等から写真、生け花・手芸・山野草、書道、絵画及び俳句など1,412点の力作が出品され、展示会場の峰栄館とファガスで多くの町民の方々から鑑賞していただきました。

開催期間中の11月4日の日曜日には、芸能発表会を文化ホールで開催しました。今年は新たに峰神太鼓ジュニア心結音など初出演の3団体を含む22団体、延べ211名が出演し、八森中学校吹奏楽部の演奏を皮切りに、太鼓、踊り、民謡、駒踊り、コーラスなど、29演目で日頃の練習の成果を思う存分発揮していただき内容豊富な発表会となり、大いに盛り上がった一日でありました。

また、今年度は、初めての試みとして、町民文化祭に合わせた11月3日から11月11日の期間中に、廃校となった旧岩館小学校・旧八森小学校の不要となっていた約6,000冊の本のリサイクルコーナーを設けて展示しました。期間中は、約560人の方々が訪れ、求めている本はないかなど本の見定めをしつつ、約3,700冊余りを持ち帰っていただいたところであり、町民の皆様の読書に対する関心の高さを感じたところでもあります。なお、残りの約2,300冊につきましては、ポンポコ山パークセンターに展示し、引き続きリサイクルしていくこととしておりますので、ご利用くださるようお願いいたします。

次に、ことぶき大学について申し上げます。

今年度のことぶき大学の4回目の講座が、11月17日に旧岩子小学校体育館を会場に、健康講話並びに芸能発表会が約330人の大学生が参加して開講されました。

午前の部では、先ほども申し上げましたが、開会行事の後、福祉保健課の協力を得て秋田市に活動拠点がある「劇団蒼い鷹」による寸劇を観賞しました。

午後からは、ことぶき大学生の芸能発表会となり、会場は、24組の方々の歌や踊りの芸を披露し合い、盛り上がりました。今回はまた、秋田国際教養大学の留学生10名が国際文化交流メニューの一つとして午後から加わり、「サイレント・ナイト」、「ライオンキングのジャングル」など3曲の歌を披露、最後には「千恵っ子よされスコープショー」でことぶき大学生と留学生が一つの輪になって踊り、会場では今までにないぐらいの盛り上がりとなりました。大学生が楽しく、そして若返って元気になったと感じられた4回目の講座でありました。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第98号、専決処分事項の報告について（平成24年度八峰町一般会計補正予算（第8号））は、724万円を追加して、歳入歳出予算の総額を62億809万円とするもので、これは12月16日執行の衆議院議員選挙の費用を補正したものであります。

議案第99号、秋田県町村電算システム共同事業組合の設立については、平成25年4月1日から、県内12町村で電算システムに関する事務を共同処理するため、規約を定め共同事業組合を設立することについて、議会の議決をお願いするものであります。

議案第100号、平成24年度八峰町一般会計補正予算（第9号）は、2億5,871万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を64億6,680万8,000円とするもので、歳出の主なものは、生活バス路線及びマイタウンバス維持費補助金、障害者自立支援システム改修委託料、八森地区統合子ども園建設事業関係経費、歯科診療所関係経費、峰浜培養関係経費、農業体質強化基盤整備促進事業費補助金、道路及び橋梁維持費、住宅リフォーム緊急支援事業補助金、林道災害復旧関係経費の追加などです。

議案第101号、平成24年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、1,324万4,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を11億8,425万5,000円とするもので、歳出の主なものは、保険税の還付金と国庫負担金等の返還金、予備費の追加です。

議案第102号、平成24年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、8,857万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を10億8,590万円とするもので、歳出の主なものは、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス費など各負担金の追加と基金積立金、予備費の追加などです。

議案第103号、平成24年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、366万2,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を8,319万2,000円とするもので、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものです。

議案第104号、平成24年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、106万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を6億6,043万3,000円とするもので、歳出の主なものは、八森地区の施設修繕料の追加とメーター交換委託料の減額などです。

議案第105号、平成24年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）は、90万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を7,453万2,000円とするもので、歳出の主なものは、歯科診療所の運営に係る経費の追加などです。

以上、12月議会定例会でご審議いただく議案は8議案です。

詳細については各議案の提案の際に説明させていただきますので、宜しくご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

日程第4、発議第11号、八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

朗読させます。嶋津議会事務局長。

○議会事務局長（嶋津宣美君） 配付の定例会日割表の4ページをご覧ください。

今回、議会議員による全協の中でも説明のとおり、昨年の地方自治法の一部改正がありまして、その関係で町村の議会委員会条例並びに会議規則等が変わってございますので、それについてご説明いたします。

発議第11号

平成24年12月12日

八峰町議会議長 須藤正人 様

提出者	八峰町議会議員	佐藤克實
賛成者	同上	門脇直樹
〃	〃	皆川鉄也
〃	〃	山本優人
〃	〃	芦崎達美

八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

八峰町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出します。

提案理由であります。地方自治法の一部を改正する法律の施行により、委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について、法律で定めていた事項を条例に委任されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第11条及び八峰町議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

次のページに要点書いてますけども、第5条の部分に、全国議長会の方から示された標準規則といいますか、それに従って、次の1から3、これを加えるということがございます。それから、第10条の見出しがですね、これも全国の方から示された形で簡素化しておりまして、第10条は、委員長、副委員長、それから委員の辞任ということで簡素化しております。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより発議第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第11号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、発議第11号は原案のとおり可決されました。

日程第5、発議第12号、八峰町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

朗読させます。嶋津議会事務局長。

○議会事務局長（嶋津宣美君） 先ほど説明した日割表の8ページをご覧ください。

発議第12号

平成24年12月12日

八峰町議会議長 須藤正人 様

提出者	八峰町議会議員	佐藤克實
賛成者	同上	門脇直樹
〃	〃	皆川鉄也
〃	〃	山本優人
〃	〃	芦崎達美

八峰町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

八峰町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出します。

提案理由でございます。先ほどの説明のとおり、昨年のですね地方自治法の一部改正を受けてですね、本会議においても委員会同様、公聴会の開催、それから参考人の招致ができるようになりました。これに伴って本規則の一部を改正する必要があるため、地方自治法第112条及び八峰町議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

次のページ以降書いてますけども、要点だけ言いますが、これまでなかった公聴会、これを第14章、それから参考人、これもございませんでしたが、これを14章に入れるということが主な理由でございます。

以上です。

○議長（須藤正人君） これより発議第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第12号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、発議第12号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第98号、専決処分事項の報告について（平成24年度八峰町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） おはようございます。それでは、議案第98号をご説明いたします。

議案第98号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度八峰町一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成24年12月12日提出

八峰町長 加藤 和 夫

次のページをご覧ください。

専決処分第11号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年11月19日提出

八峰町長 加藤 和 夫

そういうことで、先ほど町長の行政報告にもありましたように今度の日曜日、12月16日に行われます国政選挙に係る経費について専決処分したものであります。

中身につきましては、5ページの方に歳入があります。14款3項1目総務費委託金ということで724万円。これは選挙費委託金ということで、衆議院議員選挙委託金724万円であります。

そして、歳出の方がその次の6ページですが、2款4項6目の衆議院議員選挙費であります。同じく724万円であります。経費内容についてはここに書いてありますように、報酬として101万9,000円、それから職員手当として373万1,000円、賃金として24万1,000円、報償費29万8,000円、旅費21万7,000円、需用費42万4,000円、それから役務費が41万円、委託費が78万4,000円、使用料及び賃借料が11万6,000円であります。

宜しく承認くださいますよう、宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） これより議案第98号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第98号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第98号は原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第99号、秋田県町村電算システム共同事業組合の設立についてを議題とします。

当局の説明を求めます。武田企画財政課長。

○企画財政課長（武田 武君） おはようございます。それでは、議案第99号、秋田県町村電算システム共同事業組合の設立について、ご説明いたします。

地方自治法第284条第2項の規定により、平成25年4月1日から、別紙12町村と電算共同システムの整備、管理及び運営に関する事務、並びに電算共同システムに関わるネットワークの整備、管理及び運営に関する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、秋田県町村電算システム共同事業組合を設立するものであります。

平成24年12月12日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございます。秋田県町村電算システム共同事業組合の設立について関係町村と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を得ようとする

るものでございます。

次のページをお開き願います。

秋田県町村電算システム共同事業組合同規約でございます。

第1条は組合の名称で、この組合の名称は、秋田県町村電算システム共同事業組合と
いいます。

第2条は組合を組織する町村でございますして、県内12町村で、別紙、次のページの右
下に掲げている町村が今回加入するものでございます。

第3条につきましては、組合の共同処理する事務の規定でございます。

第4条は組合の事務所の位置で、秋田県市町村会館内に事務所を置きます。

第5条は議会の組織及び議員の選出方法でございますして、組合議会の議員は12人、1
2町村の議会議長があたるというふうな規定でございます。

組合の議員の任期につきましては第6条で、これはそれぞれの任期に応じたものとな
ります。

第7条は、議長及び副議長についての規定でございます。

第8条は管理者及び副管理者の設置についてでございますして、町村長12名がこの管理
者にあたり、その中で一人の方を管理者として定めるという規定でございます。

第9条が職員、第10条が監査委員の設置及び選任の方法を記述しております。

第11条が組合の経費の支弁の方法。

附則といたしまして、この規則は平成25年4月1日から施行することになります。

説明は以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第99号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 県内12町村の共同化ということですが、これは全町村が
含まれているということなんですね。これをやる、共同でデータを共有し合わなければ
ならないのか。そういう必要性がどの点にあるのか。今までのままだと、どの点が不
十分なのか。また、十分なセキュリティー対策をとられたデータセンターを共同するとあ
りますけれども、この十分なセキュリティーというのが本当に保たれるのかどうか。全
町村に個人のデータがいろいろ入ると思うんですけれども、これが本当に守られること
ができるか、それはできるということでしょうけれども、その点の不安が少しありま
すが、もう少しちょっと判りやすく説明してもらいたいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。武田企画財政課長。

○企画財政課長（武田 武君） 今回の電算化においては通称クラウドという方法で、一つのソフト関係、パッケージでありますけれども、それを共同で利用するという事で、誰もがデータに入れるというものではございません。当然、八峰町の個人の住民情報関係は八峰町だけという形です。そういう電算関係のシステムでクラウドという形のをちょっと後で図解で説明したいと思っておりますけれども、そういう形で利用するものです。

それから、このものに関しては高速の通信回線、これ専用のものを使いますので、ほかの他者がその回線に入ることができませんので、そういう面ではセキュリティー関係、私が大丈夫というよりも、その辺はこのコンピューター関係では一番重要視されていることですので、様々な対策をとっております。

あと、このものにつきまして、前段、町長の行政報告にもありますが、そのソフトを、一つのそのパッケージソフト、それを12の町村が使うことによって、それぞれ今まで各町村が準備しなければならなかったソフト関係、これが一つで済みますので、相当経費的なもの、これを軽減できるほか、12の町村において同じ帳票とかですね証明書様式という形になりますので、行政の平準化、そういうものがどんどんどんどん図れていくこととなります。

いずれ県内12の町村ということで全国にも画期的なことというふうなことで報道されておりますので、是非とも成功に向けて12町村、力を合わせて頑張っていく所存でございますので、宜しくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） それぞれの町村でセキュリティーが守られて、それがほかの他町村に情報が流れないということは判ったんですけれども、これによって職員の削減とか合理化とかその点に繋がるのかどうなのかということと、議長がその何議会というんですか、こういうふうな議会の中で会議が開かれるということですのでけれども、この意味はどういうふうなことからこういう必要性が生まれてくるんでしょうか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。武田企画財政課長。

○企画財政課長（武田 武君） まず最初に、この電算のシステムのことについては前にも説明しましたが、判りやすい図解のものがおりますので、それらを提出してその仕組み等は改めて説明したいと思います。

それから、今回議長が議員として入ることなんですけれども、一部事務組合で

すので、当然町村の自治体、これと同じような形式といいますか、ものになりますので、当然管理者、それから議員、監査委員という形のもので選任されることになりますので、その点一つの町村といいますか特別の一部事務組合という形のものになりますので、こういう組織体制が必要になるということでございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） まず一つにクラウドの方式の中に議会の議事録関係のデータも共同化の中に入っているのかどうかということと、事務組合が設立になった時に、その事務組合の方の職員に町からも出向等あるのかどうか、その2点確認したいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。武田企画財政課長。

○企画財政課長（武田 武君） 最初の1点ですけれども、議会の議事録関係、文書管理という項目がございますけれども、そのものをその文書管理の中でやるのかは、ちょっとまだこれから協議を進めていく段階になろうかと思えます。

それから、職員の派遣、現在、美郷町と羽後町から職員が派遣されてございます。いずれこのものの形が続きますし、分担制になるのか、これらについてはまた後日協議になろうかと思えます。

それと一部事務組合方式を選んでいきますので、この組合で職員採用という形もとれますので、その辺の運営体制については今後協議の中で進めていくことになろうかと思えます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） そのクラウドの中でやっぱり文書関係は確実に残してもらわないと、議会の方の記録とかですね、例えば予算・決算書などの書類なんかも全部残していかないと、後々、データといういろいろな情報を町でとったりする時に非常に困るわけです。ですから、そのクラウドというのは貸し金庫みたいなイメージで考えればいいわけですが、そこのスポットをちゃんと確保してかからないとね、単に今何だ、中央のコンピューター会社が勝手に作ったそのソフトをまずよしとして12町村が使うわけですが、やっぱりその辺をはっきり伝えて確保しておかないと、まずだめだということです。

もう1点、職員の関係はですね、当然その事務組合そのものが採用する、かなりネットワークなりシステムの改修等できる人間は当然必要ですけども、それ以外のやっぱり町そのものの職員もね、そのシステムを十分知っていないと、後々こういうシステムに変えていこうということを提案できなくなるわけです。やっぱり今後何年もかかって

市町村がよい具合に使っていくためにはですね、各市町村からそれなりに詳しいというか興味あるやつでもいいし、今後新しく入るやつでもいいわけですが、そういう能力のある人をですね採用していかないとだめだなと思うわけですので、その辺、副管理者となる町長には是非頑張って提案してもらいたいと思います。

- 議長（須藤正人君） 答弁は。
- 9番（山本優人君） お願いします。
- 議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

いずれ新しい事務組合になりますと、当然入れ替わり立ち替わりまた職員を派遣するというのはなかなか大変なことです、できればやっぱり事務組合としての職員採用になる方法で今検討をしております。

それから、当然いろんな改正とかする場合は各町村の担当者との打ち合わせの中で変えていきます。それから、業者がただ作ったものをこっちから買ってくるんじゃなくて、いろいろ今現在作業をしている、仕事をしている人方の中身をちゃんとまとめながら、こちらに合うような形で作ってもらうということをやっていますので、ただ単に向こうの出来上がったものを買ってくるという状態ではなくて、それだけスタートに向けては職員の方々も大変すり合わせで時間はかかりますけども、今キチッとやっておけば当然全町村に適用できるようないいものが出来上がりますので、そういう立場で今現在進めています。この後もまた改正する際はそういう格好になろうかというふうに思いますので、ご理解をしていただきたいと思います。

- 議長（須藤正人君） 9番議員、再々質問ありますか。9番山本優人君。
- 9番（山本優人君） 前段の話での方、どうですか。前段の話聞いて回答がない。
- 議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。武田企画財政課長。
- 企画財政課長（武田 武君） 議事録関係ですけれども、文書管理システムが導入されますので、議事録ができればそのもの自体をデータ管理するということは十分可能かと思えます。その他、重要なものについてもスキャナー等でちょっと撮ったりですね、そういう形の管理は可能と思えますので、今、今回議事録という話が出ましたので、その辺のあたりはきちんと私からも伝えながら、文書管理の中でできるようにしたいと思います。
- 議長（須藤正人君） 先ほどの2番議員、見上議員の質問に対し答弁漏れがあったよう

です。当局の答弁を求めます。武田企画財政課長。

○企画財政課長（武田 武君） 職員の削減になるのかということなのですが、今現在、電算担当としてベンダーといいますか業者さんとのやり取りをしているのが企画財政課で、担当としては広報を兼任している係長が担当しております。あとその他においてのコンピューター操作、これを各部門で行っておりますので職員の削減という形にはなりませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） これが統合されることによって、そうすれば今まで各自治体で使用している機器、それについてはどのようになるのか。廃棄されるのか、それからどっかの方にまた転用して使う考えなのか。仮に廃棄されるということになればですね、中に入っているデータ処理、それこそきちんと消さなきゃならないと思うんですが、その点についてご説明ください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。武田企画財政課長。

○企画財政課長（武田 武君） 県内12町村の中で高速のプリンターを持っているところとかありますので、活用できるものはできるだけ活用するという方向です。

それから、サーバー関係、データ入れておくものなのですが、これについては当然クラウドという形で1カ所にまた集められるわけですが、そのものについてはまた別な角度のもので使用もできますので、機器関係は極力廃棄することなく有効に使いたいというふうに考えています。

あと、今回12町村の中でですね8町村が今入っている機種と同等のところがございますので、その方々はそのものを使っていけるかと思えます。

あとデータ移行関係について、残り4町村、これについては別会社のものとかありますので、それらについては既存の今使っている業者さん、それらを交えながらデータの移行、それからきちんとした削除関係、そういうものも進めてまいりますので、ご心配はいらないのではないかなというふうに思っております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第99号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第99号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時15分、再開します。

午前 11時05分 休 憩

.....
午前 11時16分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第8、議案第100号、平成24年度八峰町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） それでは、私の方から議案第100号についてご説明いたします。

議案第100号、平成24年度八峰町一般会計補正予算（第9号）。

平成24年度八峰町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによるということで、歳入歳出予算の歳入歳出それぞれ2億5,871万8,000円を追加し、それぞれの総額を64億6,680万8,000円とするものであります。

それから第2条のところは繰越明許の補正、それから第3条は地方債の補正であります。

そういうことで、最初に6ページをご覧ください。

繰越明許の補正ということで追加分でございます。6款の農林水産業費、これは事業名が農業体質強化基盤整備促進事業補助金ということで6,810万円、これは行政報告の中にもありましたように石川地区の暗渠排水をやる事業費でございます。これにつきましては100%補助でありますので、この後、歳入歳出の方に出てまいります。

それから11款の災害復旧費ですが、これも先ほど行政報告にありましたように林道施設災害復旧事業ということで査定が終わりましたので、それによって2,631万7,000円を追加するというものであります。これも後ほど出てまいります。

それから、その次の地方債補正ですが、追加分といたしまして今申し上げました林道

施設災害復旧事業（現年発生）につきまして、これを820万円、限度額を定めるというものでございます。

それから、変更につきましてはその次の8ページですが、過疎対策事業ということで限度額を3億5,970万円と1,890万円増やすということで、これはこの後に出てまいります八森地区の統合子ども園の建設事業に係るものであります。

それから南部清掃工場基幹改良事業負担金ということで、これも240万円増の1,070万円とするものであります。これは合併特例債の関係で出てまいります。

それから臨時財政対策債、これは2億3,120万円ということで4,120万円の限度額の増であります。これは一般財源に充てるというものであります。

そういうことで歳入の方に行きたいと思っております。歳入につきましては11ページをご覧ください。

まず最初に、9款1項1目地方特例交付金362万6,000円の減額であります。これは事業確定によるもので、児童手当特例交付金が300万円、それから減収補てん特例交付金が62万6,000円の減額でございます。

それから10款1項1目の地方交付税、普通交付税ですが、2億4,416万3,000円を追加するというものであります。

それから次のページ、14款2項4目の災害復旧費国庫補助金878万1,000円の補正であります。先ほど出てまいりましたけれども災害復旧をやるということで、4路線分、これは補助率がそれぞれ違いますけれども、基幹林道の水沢山が65%、その他の3路線については50%の補助率であります。それから、5目の農林水産業費国庫補助金6,810万円の補正であります。これも先ほど繰越明許のところに出てまいりましたけれども、農業体質強化基盤整備促進事業費補助金ということで石川地区の暗渠排水の分でございます。

それから、その次の14款3項2目民生費委託金、これは1,000円の補正ですけれども、これも確定による過年度分の特別児童扶養手当事務費委託金でございます。

それから、15款1項1目民生費県負担金266万6,000円の減額であります。これはどちらも事業確定によるものでありまして、後期高齢者保険基盤安定負担金274万7,000円の減額、それから児童入所施設措置費等負担金8万1,000円の増額であります。関連の歳出が24ページに出てまいります。

それから、15款2項1目の総務費県補助金ですが120万3,000円の補正であります。そ

のうちの1つ、総務管理費補助金ですけれども、秋田県ペレットストーブ導入促進市町村補助金25万円の減ですが、これは単純に町を通して来てあった補助金が県からの直接交付方式に変わったということで、その減でございます。それから生活バス路線等維持費補助金67万8,000円、それからマイタウンバス費補助金77万5,000円、上の方が岩館線、下の方が大信田線の分です。全協の資料等に詳細ついていますので、説明の方は省かせていただきます。それから、2目の民生費県補助金1,134万4,000円の補正であります。これにつきましても確定によるものでありまして、障害者自立支援臨時対策事業費補助金ということで428万9,000円、それから重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業補助金ということで705万5,000円の補正であります。

次の14ページです。

農林水産業費県補助金27万7,000円の減額であります。これは4月4日の爆弾低気圧のビニールハウスに対する補助でしたが、4棟のうち2棟分が辞退したということで、農業生産施設復旧支援事業費補助金27万7,000円の減額であります。

それから、16款2項1目不動産売払収入ということで2,010万3,000円の補正であります。これが、1つは町有林の収入で、売却収入で、これは当初100万円しか予算措置してなかったのが不足分を補正したということで、2,460万3,000円。それから、一般分収林収入で450万円の減ですが、これは不落になったために全額それを、予算を削除するものであります。

それから17款1項2目教育費寄附金、それから3目の基金費寄附金ですが、50万円、100万円、これは金谷信榮氏から寄附されたお金でございます。1つにつきましては教育費寄附金、もう1つは奨学会基金寄附金ということで、これの歳出分につきまして38ページの方に出てまいります。

それから、18款1項1目の介護保険特別会計繰入金ということで955万2,000円、これも事業確定により介護の特別会計に繰り入れしてまいりますものであります。

それから、18款2項1目財政調整基金繰入金2億円の減額であります。これは当初2億円、財調から繰り入れるというふうな予定でありましたけれども、今回地方交付税をそのまま予算に充ててますので繰り入れをやめるということであります。

それから、19款1項1目繰越金、一般繰越金2,980万4,000円の補正でありまして、今回のこれやりますと残が、全協資料にもありますけれども2億1,646万5,000円となります。

それから、21款1項1目の総務債、この町債ですけれども、4,120万円の増額であります。これは先ほどの地方債の限度額の変更のところに出てまいりました。それから民生債ですけれども、これは先ほど言いましたように八森地区統合子ども園建設事業債で、過疎債を活用するというものであります。それから衛生債240万円、これは先ほど言いましたように南部清掃工場基幹改良事業負担金でありまして、合併特例債を充てるというものであります。それから災害復旧事業債820万円、これは先ほど申し上げました林道施設災害復旧事業債として補正するものであります。

それでは、歳出の方にまいります。

18ページ、議会費ですが、1万9,000円の補正ですけれども、これは会議録の記録用録音機を買うという備品購入費であります。

それから2款1項1目総務費ですが、328万9,000円の補正であります。共済費の負担金37万4,000円、それから社会保険料負担金150万円ですが、上の方については、これは追加分の確定によるものでありまして、下の方は臨時職員の増による増でございます。それから、需用費の80万円、燃料費10万円、それから光熱水費70万円。燃料費は公用車用、それから光熱水費は本庁舎の分でございます。あと、役務費の24万円、これは公用車の運転手の手数料として24万円です。それから、使用料及び賃借料ということで洗車費と書いてありますけれども、これは公用車用の温水高圧洗浄機をリースするというところで5万7,000円。それから負担金補助及び交付金ですが、地方公務員災害補償基金特別負担金ということで、これは東日本大震災に関わる経費に充当するものでありまして、今年度限りで終わります。それから、6目の企画費677万6,000円の補正であります。これは先ほど歳入のところに出てきましたけれども、生活バス路線等維持費補助金が407万3,000円、それからマイタウンバス維持費補助金270万3,000円であります。それから、電子計算費35万円ですけれども、これは先ほどの議案第99号ですか、出てまいりましたけれども、35万円の補正ですが、これはこれから今その電算の共同化に向けてワーキンググループによる打ち合わせをやる旅費でございます。それから、自治振興費93万8,000円の増額であります。需用費の64万円、光熱水費ですが、これは街灯の電気料、それから役務費33万8,000円は、町バス運転手の手数料ですね。あとそれから、その次の交通安全対策費、10目ですが42万5,000円の補正であります。これは役務費で、石川地区の事故防止用看板設置の分と大信田地区のカーブミラーの分であります。

それから20ページ、総務費の税務総務費ですが、この後、人件費のところは説明省略

しますけれども、これは扶養親族手当の改正による増減に係るものでありますので。ただこれから申告等始まるということで、時間外手当が38万円あります。それ以外のものについてはそれに関連したものですので、説明を省略いたします。

その次の戸籍住民基本台帳費ですけれども、これも人件費の分ですので、45万4,000円の減額ですが、これも説明を省きます。

それから22ページ、民生費の社会福祉総務費ですが、297万4,000円の減額であります。人件費分についてはあれですので、工事請負費314万7,000円の減額、これは、はつらつ苑の工事が完了したということで、それによる減額でございます。それから2目の老人福祉費は、これは単純に組み替えを行ったものであります。地域生活支援事業ということで、その分の組み替えであります。それから3目の障害福祉費429万円の追加であります。これは新システムの改修委託料でありまして、来年の4月1日から今の障害者自治支援法が障害者総合支援法に代わるというものに伴うものでございます。それから、6目の介護保険費65万1,000円の増額ですが、これも介護保険システム改修業務委託料65万1,000円であります。あとそれから、7目の後期高齢者医療費292万3,000円の減額であります。これは事業確定によるものでありまして、ここに書いてあるとおり事務費負担金分が24万1,000円の減額、それから療養給付費負担金97万9,000円の増額であります。それから、保険基盤安定基金への拠出金が366万1,000円の減額であります。それから、高齢者コミュニティセンター管理費8万8,000円の補正ですが、これ湯っこランドの分です。この後の修繕費として20万円を見込んで、備品購入費は11万2,000円の減額ということで、これはエアコンを買って不用額が出た分の減額であります。

それから、その次のページ24ページ、児童福祉総務費31万4,000円の補正であります。人件費のところはそのとおりです。それから、報償費につきましても確定による育児助成金の27万円の減額であります。それから、その次の負担金も8万2,000円の増額、これも確定によるものであります。関連する予算は先ほどの県補助金のところにも出てまいりました。それから、子ども園費ということで2,015万4,000円の補正ですが、先ほどいろいろ出てまいりましたけれども、八森地区統合子ども園の建設に関わるものであります。用地交渉等の旅費として30万4,000円、それから需用費、この需用費につきましても今ある各子ども園の修繕費等ということで95万円。それから、公有財産購入費ということで2,710万円の補正、これは用地取得費ということで、全協資料等にも書いてありますけれども、大体㎡1,900円を予定の9,000㎡を予定しております。それから、補償補填等

賠償金ということで、補償費ですけれども180万円。これはその土地にある小屋の解体移転補償でございます。

それから、その次のページ、3款の国民年金事務費、これもシステム改修に伴うものでありまして、52万5,000円の補正であります。

それから衛生費、予防費の79万7,000円ですけれども、これにつきましては毎年作っております自殺予防対策事業の「心の命のカレンダー」といいますか、それ25年度分を今年度作ってしまうということで79万7,000円であります。それから町営診療所費ですが、914万5,000円の補正であります。需用費が14万2,000円、それから役務費が4万9,000円、それから備品購入費が895万4,000円であります。これは全協の資料の方に詳しく中身書いてますので、説明を省きます。

なお、備品については、レントゲンシステム、それから電子カルテシステムの機器等の一式の備品購入費が主なものであります。

それから5款の労働費ですが、緊急雇用対策費5万2,000円、これは小学校等へかもめ会等が読み聞かせ等に行っている分の車代の油代であります。

それから、その次の6款農林水産業費の農業総務費は、時間外手当90万円、これは今進めております生薬栽培に関するもの、それから人・農地プラン等の事業に対する事務量の増加分であります。農業振興費につきましては、これは生薬事業に関わるものが主といえますか、上の方の報償費、旅費、需用費、使用料は生薬関係分です。合わせて9,973万1,000円の補正ですけれども、これは負担金のところで先ほど言いましたように4月4日のあれで2棟、ビニールハウスをやめたというので55万6,000円の減額と、それから峰浜培養への、先ほど行政報告にありましたように施設改修ということで1,500万円の補助金、それから貸付金ということで峰浜培養の運営資金貸付金ということで8,500万円あります。それから、農地費6,810万7,000円の補正であります。これも先ほど12ページの国庫補助金のところで言いましたけれども、一番上の耕作放棄地の再利用の活動費補助金は、これ確定に伴うもので7,000円、それから農業体質強化基盤整備促進事業補助金ということで6,810万円ですか、これは石川の暗渠排水の分であります。それから、7目の水田農業構造対策費10万円、これは農業再生協議会への活動推進事業費ということで、臨時職員の3月分であります。

それから、こう行きますと林業振興費ですが、382万5,000円の減額であります。先ほど歳入のところでも出てまいりましたけれども、子持巢という地名が八森地区にあるそ

うですけれども、その不落分であります。それから林道整備費、これは10万円。これはダンプ重機等の燃料費であります。

それから7款の商工費ですが、商工費のところは説明を省きます。

それから観光費50万円の補正ですが、これにつきましては大館能代空港利用促進助成金ということで、もう50万円を追加したいということで、当初で50万円やっているわけですけれども、これを交付済みだということで、昨年の実績も大体75万円であったということで今回50万円補正するということです。

それから8款の、その次のページの土木費ですが、土木費のですね道路維持費350万円の補正であります。これは八中線等で町道舗装補修工事ということで、水道工事をやっているのに伴う合併施工を行うということであります。それから、その次こう行きます橋梁維持費900万円の補正ですが、需用費の150万円、修繕料ですが、これは町道観小通学路ありますけれども、その歩道橋の外壁の修繕であります。それから工事請負費600万円は、今、横内橋をやってますけれども、その拡幅工事に伴うものであります。600万円、延長が14m、幅員が6.2mであります。それから、その次の補償金ですけれども150万円、これもその地区にあるポンプの移設代4基分であります。

それから、その次のページ、8款の住宅管理費、先ほど行政報告にもありました。大変評判よくて、まだ需要があるというふうなことで、もう1,000万円、住宅リフォーム緊急支援事業補助金を盛り込むということであります。

それから、その次の消防費ですけれども、人件費のところは省きまして、防災無線施設費26万7,000円の補正ですけれども、この修繕料につきましては、この間、強い雷あったわけですけれども、それで戸別受信機が壊れたということでその分でございます。それから役務費の16万7,000円は、雷関係ありませんけれども、戸別受信機の設置、新築等に伴うですね設置費用、それからアンテナの移設等に関わる手数料でございます。

あと、教育費の方はちょっと今、後で教育長の方から言いますので飛ばしまして、36ページ、災害復旧費ということで先ほどから出てまいりましたけれども、林道施設災害復旧費ということで2,631万7,000円の補正であります。中身についてはここに書いてあるとおりで、全協の資料の方にも書いてありますので説明を省きます。

それから、13款の諸支出金の国県支出金返納金ということで2万4,000円、これは事業確定による保育所の運営費分でございます。

あとは、その次の最後のページですけれども、38ページ、財政調整基金の方に50万円

の補正、それから奨学会基金の方に100万円の補正ですけれども、これも先ほど出てまいりました金谷信榮氏からの寄附分を補正するというものであります。

以上でございます。宜しく承りますようお願いいたします。

そうすれば教育委員会の方、教育長から。

○議長（須藤正人君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） それでは、私の方から教育費についてご説明を申し上げます。

33ページになります。下段になりますが、教育総務費の中の事務局費につきましては、改正に伴う人件費でありますので省かせていただきます。

次のページの旅費の2万4,000円につきましては、IT事業の研修等で不足が生ずることが考えられますので、2万4,000円を計上させていただきました。

次、10款教育費の水沢小学校費、2目でありますけれども、24万2,000円の補正計上ですが、地下タンクの電磁弁の交換が必要となったことと、消防設備の点検で煙感知器と消防格納箱の不備が指摘されまして、これの修繕ということで計上させていただきました。

次の社会教育費の2目公民館費のマイナス16万5,000円ですが、役務費として23万3,000円、手数料、それから使用料及び賃借料として39万8,000円、自動車等ですが、ことぶき大学等の行事で民間の借り上げバスを使ってましたけれども、町バスの利用促進を図りまして、この関係で差し引いた金額を計上させていただいたものであります。

次、八森文化交流施設管理費の11万5,000円につきましては、ドレーンのいわゆる排水管の配管が劣化に伴いまして、修繕のために計上させていただいたものです。

次、あきた白神体験センターは総額でゼロになってはいますが、内訳は職員手当、一般職の時間外手当として例年の実績を参考にして減額をさせていただきました。また、日々雇用者につきましては、6月から9月まで利用者が増えたことで使ってしまいました。今後の不足分を考えて計上させていただいたものです。次の需用費の10万円につきましては、3月に非常用の発電機のバッテリーの交換を予定しておりまして、その予定と、また緊急的な修繕が生じた場合と、合わせて10万円を計上いたしました。次の備品購入費のテレビのマイナス10万円については、不用額を計上したものであります。

次のページをお願いします。

3目のスポーツ少年団の総務費として39万3,000円の計上であります。これはミニバス

の、先ほど町長の行政報告でもありましたが、八森小学校の女子のミニバス全県大会出場ということで、補助金につきましては決勝まで進むと仮定して弾き出した金額から、9月に八森小学校の野球部のスポ少が全県大会に出まして、その残額がありましたので、その残額を差し引いた分と、手数料としてはバスの運転手の費用として計上させていただいたものであります。

以上であります。宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） これより議案第100号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） まず1つは、統合子ども園の建設事業債ということで建設予定に関するいろんなものが出てますけれども、町長の行政報告では25年に着工して、完成はいつ頃の予定でしょうか。そこを一つまずお願いいたします。

それと、19ページ、企画費の路線バス関係で、バス乗車券購入補助事業ということで企画の方から説明資料が出されました。24年度は利用者が23年度と比べて減ってますけれども、町長の報告にもありましたけれども利用している人は本当に喜んでます。特に岩館方面から乗ってきている人は、本当になくってはならないということ言われてます。それでも鳥形方面になると、もう立たなくちゃいけないくらい人が乗っている。本当に利用している人が多いということですので、ただそれは喜ばれてるんですが、まだまだ知らない人がいっぱいいますので、何とかやはりこれを町民に知らせていく必要があるのではないかと思います。

もう1点、3つ、まず最初お願いします。

それから、26ページの労働費の緊急雇用対策費ですけれども、説明では何か読み聞かせに対するガソリン代とか、これ緊急雇用ということですので緊急雇用者の人のガソリン代だと思ってるんですが、これは緊急雇用の人が読み聞かせに依頼をすれば、その人たちにガソリン代を払うということなんですか。そこをもう少し詳しく教えてもらいたいと思います。

○議長（須藤正人君） 伊勢幼児保育課長。

○幼児保育課長（伊勢 均君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

まず、25年度に入りますと土地の造成工事に入ります。それを終了後、建物の建設工事に入るわけですが、建物は25年度中に完成させたいと工程では考えております。ただし、一部外構工事については26年度の方に持ち越しになるのではないかな

と、今のところそのようなスケジュールになっております。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） 武田企画財政課長。

○企画財政課長（武田 武君） バスの乗車券関係の補助事業の広報啓発関係のものでございますが、広報等にも載せておりますし、ことぶき大学等には直接職員が行ってPRしておりますので、そのものが周知されていないという方がおりましたら議員の皆様からも教えていただければというふうに思います。

○議長（須藤正人君） 辻教育次長。

○教育次長（辻 正英君） 第3点目の緊急雇用の燃料費につきましてですけども、これは緊急雇用で図書を読み聞かせ、それから学校の方の図書室の整備等において2名の方を採用したものでありまして、その2名の方が毎月それぞれ各小・中学校5校に自家用車で巡回しております。あと、その中には読み聞かせも実施しておりますので、その際に自家用車利用の分の燃料代が足りなくなりましたので今回補正したということでありまして、宜しくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） まず24ページの子ども園費のことにつきまして、2、3お聞きしたいと思います。

旅費の部分であります。先ほど副町長から説明で用地交渉に関わる部分もあるというふうなお話でしたが、旅費を使って用地交渉するということになりまして町外の方々だと思うんですが、そういう方々何名ぐらいおってどこなのかわかったら教えていただきたいと思います。

それから用地の取得費でありますけれども、この前の全協でお尋ねしたところ、今、国道の工事をやっております浜田地区の用地単価を参考にしたというふうなお話でございました。結構でございますが、ただこの後ですね、いろいろな用地交渉出てくるかと思うので、その工事の場所をとってですね、これを参考にするということありますと、町全体としての用地交渉の参考になる価格というのがどこに求めるべきなのかというようなことが非常に問題になるんじゃないかなというふうな気がするわけでありまして、従いまして、単価云々でなくてですね、もし用地交渉するんであったらこういったところはこのくらいの単価だというようなことを町として定めるべきではないのかなという具合に思いましたので、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから、27ページであります。農業総務費の中ではありますが、生薬の時間外で90万円ほどというふうなご説明ありました。何名分の時間外手当でこんなになるのかですね、もし少ない人数でこのくらい時間外やらせるということになりますと、私いつも心配しておりますが職員に係る負担が大変だろうと思うんでありますので、中身を少しお聞かせください。

それから、培養の関係であります。いわゆる今回全協でもいろいろとご説明いただきました1億円ほどの経費、培養に費やすようではありますが、やはり生産者あつての培養工場の経営が成り立つということには変わりないだろうと思っておりますので、やはりここです町長からもう一度しっかりと生産者の方々ですねサポートもですね是非頑張ってくださいたいと。ここに経費では培養の部分より上っておらないわけではありますが、いわゆる外部面でも構いませんので、生産者の方々ですね、聞くところ大変やはり経営内容芳しくないというようなお話でございますので、やはり生産者の方々にもですね、関係者団体或いは町はもちろんですが、一丸となってですねサポートしていただけるような体制づくりをですね是非やっていただきたいということで、町長からご答弁いただければと思います。

それから農業体質基盤強化事業ありますが、石川地区と聞いておりますが、石川のどこになるのかですね、場所まだ聞いておらなかったような気がしますので教えていただければと思います。

○議長（須藤正人君） 伊勢幼児保育課長。

○幼児保育課長（伊勢 均君） 皆川議員のご質問にお答えいたします。

まず第1点目の旅費についてでございますけども、用地関係者は3名でございます。そのうち1名の方が相続をからんでおりまして、その相続関係を調査いたしましたら北海道から関東の方ということで、いろいろ戸籍を調査しましたら、その関係者が5名、関東方面にいるということがわかりました。それで手紙をやっていろいろやり取りしたわけなんですけども、最悪、最悪そちらの方に伺って判子をもらわなければならないのかなということで、このたび補正を、旅費をお願いしたわけでございます。そのほかにも新年度に向けた新エネルギー関係の補助申請等のからみで各省庁の方に出向かなければならないということも伺っておりますので、それも併せて旅費を計上しております。

それから2点目の用地の単価についてでございますけども、確かに用地交渉するにあたりましてその字とか地区で単価が決まっておれば我々事務担当としても大変都合いい

わけでございますけども、特に八森地区は一つの字におきましても国道から山沿いまで評価額が大分違っております。そのためにその地区で単価を決めるということは非常に困難でありまして、このたびのこの買収単価を決めるにあたりまして、関係課長等に集まってお集まりいただきまして検討会を開催いたしております。それで、この統合子ども園の建設用地の上の方に来年度水道の施設も建設する計画があるということで、建設課も併せて来年度のことも併せて単価を決定したという経緯でございます。

それで先ほど議員もおっしゃられたとおり、今回一番直近のですね浜田地区の国道の歩道建設に伴う用地買収の単価を参考にいたしまして、買収地の評価額を参考にいたしまして今回の買収単価を決定したということでございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） 松森農林振興課長。

○農林振興課長（松森尚文君） 皆川さんの1点目のご質問の時間外の件についてお答えします。

副町長、先ほどの説明で生薬と言いましたけども、もう一つ新規事業があります。国からの人・農地プランの作成、これを作らなければ新規就農給付金とか基盤強化に対する国からの交付金がもらえません。これも、人・農地プランについては今盛んに作って、これは担当職員2人で対応してるんですけども、これは図面に色分けもしなければならないということで、八峰町の全部の水田のそういう図面に色分けして、ようやく3分の1程度、この前出来上がって審査会で提出しております。あと3月までかかって残り3分の2あるんですけども、これからの作業になります。

それから、私を感じるんですけども、30年くらい前に皆川さんの後を継いで転作の仕事を私もやりました。それで4年前に課長となって転作の方も担当してるんですけども、当時とは非常に変わったなと思っております。それで私が来る前は水田推進協議会ですか、それが農協の方で担当してました。それを私が行ってから戸別所得補償、その導入に伴って町の方で事務局を担当することになりました。昔は農家一人一人から判子をもらわなくてもよかったし、今は一人一人から判子もらって国に直接書類の申請、それで今パソコン化になりまして非常に提出書類も増えています。まず一つは転作関係の仕事が増えているというのも時間外が増えた理由の一つであると思います。私以外職員8名いるんですけども、うちの課は忙しいところはみんな協力しながらやっておりますけども、これからまた、今、県からも転作の配分あって今度もまたその作業、それからまた集落座談

会、これ例年のとおりであります。去年も実は予算が少なくて12月に90万円、同額ですけれども時間外手当を補正させていただきました。今年ももう予算ゼロになってますので今回も90万円補正予算を計上しますので、宜しくお願いします。

それから、体質強化の場所ですか、石川の。この事業は国の補助事業でありまして、今盛んに竹生川流域、これは北能代土地改良が事業主体となっております。この事業は3カ年事業で、あと23年度から始まって25年度で終わります。それで、今の補正予算を計上したのは国の24年度予備費で対応するというので、これは今回補正でとらせていただきました。これはトンネル補助であります。

場所なんですけれども、石川の土地改良、実は石川土地改良区でなくて土地改良でこういう事業を行っております。石川地区ですと、例えば開パは能代地区土地改良区、それから竹生川流域は、さっき言った北能代土地改良区、それ以外の石川の全ての田んぼが対象になっておりまして、全協の資料にも載せてありますが面積が45ha、1反歩15万円、定額補助、これは暗渠排水の事業をやるものであります。

以上です。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 峰浜培養の件についてお答えをいたします。

大変皆さんにご心配もかけておりますし、それからまたいろんな形でご支援をいただきまして感謝を申し上げたいと思います。

議員おっしゃるとおり、生産者の生産意欲というやつがこの事業にとってはかなり大きなウエイトを占めていることは間違いありません。これまでもいろんな形で部会を通しながらお話をしてきました。今回新しい栽培になることによって備品等について補助しなきゃならない状況のものも多分出てこようかと思って、そういう面では町の方でもいろいろ考えながらこの支援をしなきゃならないなと思っています。

それからもう一つ、今おっしゃられたように懸案内容まで含めたことになりまして、具体的な個々の生産者がどういう状態でどのぐらいの内容というのについては、正直言って私等の手元に今のところ資料ございません。というのは、生産者等の関係、それらの関係については、同じ培養をやっている事業の関係からいくとJAの方で直接的に関わっています。これまでも、今までですと培養のホダ木というのはJAを通して生産者にやっていますので、培養自体としてはお金が入るような状態になっていますので、生産者と農協の関係になります。そういう関係が個別には私の方で、誰がどのぐらいとい

うのはちょっと私の方では今把握できません。それで、JAの方で個別に一人一人と今後の状況を含めたお話し合いをしております。その中で生産者が望む方向についてJAとしても受けて立ってですね、生産者がこの後も頑張っていけるようなそういうものを支援をしていきたいというふうな話をしていますので、そういう状況を見極めていきたいなと思っております。考え方によって直接その損失したものを町で補填するというものにはなりきれないと思っておりますので、何らかの形でまたいい点があればですね、それはJAとかそういうものとも相談しながら必要なものであれば町としてもまた再度考えていきたいなと、そういうふうな考え方です。

○議長（須藤正人君） 休憩いたします。1時、再開いたします。

午後 0時03分 休 憩

.....
午後 0時57分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

当局から訂正があります。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 誠に申し訳ございませんでした。町長の行政報告の中の交通死亡事故ゼロ2000日を達成した月が誤っておりまして、「11月の28日をもって」というところが間違っておりまして、実は「10月の28日をもって」ということに訂正させていただきたいと思っております。ご迷惑をおかけいたしました。

○議長（須藤正人君） 松森農林振興課長。

○農林振興課長（松森尚文君） 先ほどの皆川議員の質問に対する答弁の中で、私、「北能代土地改良区」と申し上げましたが正確には「能代北部土地改良区」ですので、ご訂正願います。

以上です。

○議長（須藤正人君） 平成24年度八峰町一般会計補正予算、質疑を継続いたします。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 先ほど、子ども園費のことでご答弁をいただきました。旅費の件であります。何か聞くところ、向こうの方に関係者が5、6人おるといってお話でございましたが、まだ用地交渉難航しているような雰囲気です。私受け止めたわけですが、あと本年度残すところわずかです。今、補正予算に用地費も計上されておりますし、この予算を執行するにあたってはかなり馬力をかけてやらないと、またこの予算、

変なものになっていくんじゃないかなというようにも懸念されます。旅費かかるのは結構でありますし、担当職員が足を運んでやるのも結構ですが、担当職員だけで解決できるような問題なのかですね、登記となりますと素人ですから詳しいところまでは判らないわけですが、大変相続とか何とかということになりますと時間と手間がかかるような気がしてなりません。というようなことで、ここに予算が計上しておりますけれども、この予算を執行するにあたってですね、もうちょっとやっぱり急いだ方がいいんじゃないかなというように感じますので、どの程度進捗してるかはまだ定かではございませんけれども、是非その解決のためにですね万全の体制を整えていただきたいという具合に思います。

それと、先ほど町長からご答弁いただきましたシイタケ栽培の件になります。やはりこの先、生産者がですね安心して経営に取り組めるようなそういう力強い体制をですね、金額でなくてもですね、やはり設営的な支えでも構いません。やはり生産者が意欲を持って取り組んでいけるようなですね、そういう力強いサポートを是非お願いをしたいものだなという具合に思っております。

いずれ明日の新年度予算の一般質問の中でもまたちょっと触れさせていただきたいとは思っておりますけれども、やはり町を支える大変大きな産業でありますし、大きな仕事でないかなという具合に思いますので、是非そこら付近も考慮に入れながらこの後取り組んでいただければなという具合に思います。答弁はいいです。

○議長（須藤正人君） 伊勢幼児保育課長。

○幼児保育課長（伊勢 均君） 皆川議員に大変ご心配おかけしておりますけれども、用地関係者、相続関係者5名、関東方面、神奈川県、それから東京都、それから茨城の方に合わせて5名おるわけですが、やっとな住所がわかりまして手紙、それから電話番号わかる人には電話を差し上げてやっとな連絡とれております。これから誠心誠意向かっていくわけですが、その相続を終わらしてこちらの担当、用地関係者3名の方と今度この予算可決していただければまず単価について用地交渉に入っていくわけですが、その方々にも誠心誠意向かって用地交渉していきたいと思っておりますけれども、この後ですね、農地でありますので農業委員会の5条申請、その許可行為が必要になっております。それを受けまして仮契約、これは700万円以上の案件がありますので議会の議決を得る行為となりますので、まず地権者の方々とは仮契約を行いまして、その後、議会の議決後、本契約という形になりますので、この後もまたひとつ議会の方

にはお願いすることはありますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 培養工場の再開にあたってお尋ねいたします。

萩ノ台地区の住民の方から5日の日の新聞報道を見たということで、あの再開するのは構わないんだけど、あの臭いを何とかならないかという相談がありました。それで私もその後、数名の方から聞き取りをいたしました。その臭いに対する感じ方は皆さんそれぞれまちまちでありました。臭いはするけどもそんなに気にならないという方や、それこそ頭あんばい悪くなるという方もおりました。それから、うちの中ではそう感じないんだけど畑や何かにいればかなり臭いが感じるという方もおりました。それこそあそこの工場から一番近い部落は萩ノ台地域であります。それで、今あそこの部落とあの工場の中の砂防林、ほとんど松くい虫の被害に遭ってあらかた今伐採されようとしております。あの砂防林がなくなればもっと臭いがひどくなるという住民の方もおりました。それこそ冬場はいいんだけど、夏から秋口にかけて、うちの中を開放すれば臭いがうちの中にもってしまふという方もおりました。

それでですね、あそこの蒸気の排出口のところにどの程度の臭いがあそこから出てくるのか。それこそ法令で定められた基準内の臭気なのかどうか。そういう調査をおそらくされてないだろうと思ひます。それで、その調査を早期にやるべきではないかなと。それで、その結果によっては脱臭装置の設置も当然必要になってくるだろうと思ひますし、それから町の方としても、というよりも培養としてですね、萩ノ台の住民にやっぱり調査をすべきではないかなと私はこう思ふわけですが、それについてどのようなお考えでいるのかお尋ねいたします。

○議長（須藤正人君） 松森農林振興課長。

○農林振興課長（松森尚文君） 柴田議員のただいまの培養から出る臭いの件については、私、今初めて聞きました。それで、今回のいろいろ改修にはそういうのは入ってませんが、これから専門家とも打ち合わせ等をやりますので、調査はやって、その対策はないかちょっと調査をしてみたいと思ひますので、宜しくお願ひします。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 14ページですね町有林の収入の2,400万円についてお聞きしたいんですが、まずどこの山をどの程度売ったのかということと、町の町有林がどのぐらい

保有していて、どのぐらいまず売れる見込みがこの先あるのかということを探ねたいと思います。

それからもう1点、培養のことでありますが、全協でも説明を受けておりますけども今一度確認したいことがですね、まず基本的に支援をするということは、再建計画が出てですね、これこれの計画に基づいてこのぐらいの資金を援助して欲しいというふうなことが最初だろうと普通は思うわけですが、現実には再開のためにいろんな設備を改修しなければならないということで今回その再建計画提出の前に資金を出すというふうな提案であるわけですが、その資金を出すにあたってですね、これも説明は受けておるわけですが、実際に利益の享受を受けるのは農協も一緒なわけですね。私から思わせるには、その企業、企業というかその培養を助けるためには農協が貸付金をすべきではないのかなと。そして町も同様な責任を持つということで、それに対して債務補填、信用保証等をやるのが普通ではないのかなと私は思うわけですが、なぜ町が直接その貸付金にしなければならないのかなというふうなことを探ねたいと思います。

○議長（須藤正人君） 松森農林振興課長。

○農林振興課長（松森尚文君） 1点目の町有林の件であります、入札を11月7日に実施しております。3カ所あります。それで具体的な場所は今データ、資料を持っていませんので判りませんが、いずれ3カ所。皆伐です。面積にしまして16.8ha。立木公売で522㎡となっています。それで、当初予算で100万円予算計上しておりますので、今回のその入札で2,563万円ということで、今回補正を計上しました。

それで、残った町有林どのくらいあるかというのは、今ここには資料も持ち寄せていませんので後で調べて提示したいと思います。

2点目の件でありますけども、全協でも皆さんに資料を提出して説明しました。それで、まず8,500万円貸付するというので、その中身についてはいろいろ借入金の償還とか再開にあたっての人員費、そういうのを含まれてます。細かい数字までは抑えておりませんが、概略の数字で予算取りをしました。それで、その後また種菌メーカーとも打ち合わせ等やって、かなり細かい数字まで出てきていますけども、そういう段階であります。

それで、なぜ町が貸付金8,500万円ですか、それをやったのかというご質問ですけども、全協の時にも説明いたしましたが、これは町の第三セクターであるということで、当初、私は出資金で対応したかったんですけども、出資金の場合は法務局への届け出等、それ

からいろいろあるということで期間がかかるということで、そのような時間はありませ
るので、今回は来年1月にも再開したいということでとりあえずは貸付金で対応するこ
とにしております。

あと、出資金については、これは過疎債が適用になりますので、今いろいろほかの方
に過疎債使って今年度分はないということで、来年度もちょっといろいろ事業あります
のでそれもないということで、とりあえずは貸付金で3年対応するというようにしてお
ります。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） その中身はね、将来的に3年後に出資金にする、いずれ出資金で
救済したかったということは判りますが、実際には農協だってそれ出資しているわけで、
その事業の利益、生産者がよくなれば農協もよくなるわけです。そういったこととです
ね、貸付金本来の事業施行者というのはやっぱり金融機関がやるべきなんではないかな
と。そのためには農協が一旦貸し付けして、将来的にその出資にする場合は町が改めて
何だ、議決してですね培養に出資するからということで農協に返済すればいいわけ、い
いんではないのかなというふうな方法をとるべきなのではないかなと私は思うわけです
よ。ですから、急ぐ事情もわかりますけども、もう少しその辺、もうちょっと考えても
よかったんではないのかなということで、もう一度その辺のいきさつ等、返答願いたい
と思います。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

いずれ培養の会社設立にあたっては、これは町の大方の出資で町が責任持って建てた
工場であります。従って、この後もですね工場は町の方の責任が非常に大きいわけです。
そもそもこの始まった時は生産者に、小さい規模から始まっていきましたけれども、今
のような規模になりますと、やはり一貫してホダ木の生産しながら生産者の方に続けた
方がいいというそういう農業振興上の施策で、この工場については、当時は村でありま
したけども、建設をしながらやりましょうと。確かにその当時の資金の関係からいくと
農協の貸付になって、今も町が債務補償している部分もあります。ただ農協としては、
やっぱり貸す場合にはそれなりの担保がなければいけないわけですから、当然、今の中では
会社は町のものということになりますから、当然町が責任を負っていかなきゃなりません。
だから農協はそういう面の裏付けがあればそれは当然何も問題ないでしょうけども、

そういうわけにもいかない、農協自体もこれ以上の貸付についてはやっぱりできないというような状況になります。

それからもう一つ、農協はですね直に生産者といろいろなやり取りの中でそれぞれ経営指導したり、それから資金面の融通をしたり、様々そちらの方面でやっていただいております。そういう面では、今回の再開にあたっては工場そのものは町の方で中心的な役割を担いながら再建をしていくと。そしてまた、生産者とのいろんな条件についてはJAとの間でいろいろ詰めていただくというふうなことで、今回は町の方で再開に向けた全面的な援助をしながら再開していきたいという考え方で今回出しております。

先ほどおっしゃられたように細かい経営計画は確かに不満足かもしれませんが、大体、今再開にあたってこのぐらいの目処でやることによって再開できるといういろんな判断あります。これからまた生産者の状態、或いはまたもっと細部的に価格とか、或いはまた材料とか様々な面で詰めなきやならない課題もありますけども、そういうものも含めながら、この後、細部的にもっと計画を立てていきますけども、大まかな見通しとしてはこの間申し上げたような中身で今稼働すれば、大体方向としては回転をしていくという見通しに立って今回再開に踏みきったと。しかも早くやらないと雇用上の問題、更にはまた生産者の生産が今度は中断長くなってかなり影響を及ぼすというものもありますので、我々としてはできるだけ急いでですね、やっていきたいというふうな考え方で提起しておりますので、どうか一つそこら辺をご理解していただきたいなと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） もう1点、培養についてお尋ねいたします。

培養の方でこれから生産者にあたって生産をするのかやめるのかという意向を確認するようですが、生産をやめても株主としての権利は残るわけですね。今の培養は町とJAと生産者とで株式を保有して運営してるわけですけども、生産をやめてもその株主としての権利は当然残るわけですよ。その場合、町として生産者、かつての生産者ということになるんでしょうけども、その人たちの株を取得する考えはあるのかどうか。それについて仮にまず町で取得しない、生産はやめても株主としての権利は発生しているという具合になれば、いささか運営上また支障が出る場合も生じてくるのではないかなと、そういう懸念もありますので、そこのところお尋ねいたします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議員がおっしゃるとおり、確かに株を持っている限りはちょうど

株主の権利はあるわけです。ただし、逆にまたそれによつての責任もまた負ってくるわけでございますけども、ただ株主の構成上からいくと、まず町の方針が決まれば即会社の方針が決まるというのが現状であります。これからのいろいろ生産者との話し合いで、会社としてもやっぱり機動的にものを決めていく場合は、将来的なことを考えれば株主の理解を得ながら、ある程度株主は培養の方に集中させながらやった方が、運営上はいいのではないかなと今時点では私も考えています。ただし手続上の問題もいろいろあると思いますので、そこら辺はこれからですね、いろいろ話をしながら、できれば来年の総会に向かつてそこら辺も検討してまいりたいなというふうに考えています。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） 29ページ、3目の観光費、大館能代空港利用促進助成金で伺いたいと思います。

これは、この助成金は、八峰町のみならず空港の近隣市町村は、空港の利活用を促すために当然助成しているものだと思います。その上で、私たちは、私たち議会は今年度、飛行機を1、2度利用しておりますが、全て秋田空港であります。町長、そして議長になると飛行機の利用頻度は我々の比ではないと思います。助成金を出しているながら、町長、議長、その他もありますが、空港利用はどちらを利用しているのか。お金だけ出して利用促進には協力していない。これは助成金を出している意味合いもなくなると思いますが、その辺の考え方をお聞かせください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議長の方はどういうふうに答弁するかわかりませんが、私の方から答弁させていただきます。

いずれ利用促進に向けて我々も利用促進協議会のメンバーとして利用していかなくやならないということで、利用できる時はやっています。ただし、会議の開催時間であるとかスケジュールによって、大館能代空港は便数が少ないのでかみ合わない状態がありまして、そういった場合はどうしても秋田にならざるを得ない。それからもう一つは、こういうことをお話するのはあれですけども、開催時間に1便で間に合うような時間帯でとった時2、3回あるんですけども、たまたまの話で申し訳ないんですけども、行ったらですね飛ばないということで再度秋田まで移動してまた飛び直すというケースが私ども2、3回ありました。そういうことから、やっぱり会議開催で安定的に行く場合はやっぱり秋田空港を使う。多少遅れても大丈夫というような目処があれば大館能代空港

も使っておりますし、個人的なやつでも大館能代は使うようにしていますので、頑張って利用活用はしたいと思っていますので、そこら辺でご理解していただければと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。5番門脇直樹君。

○5番（門脇直樹君） これは再三言われてることではありますが、フライトの時間帯、それから天候等に左右されやすい、そういう問題点が判っているならばこそ、促進協議会なりでの協議も、中身は当然決まってくると思いますので、それを含めた問題点を協議する協議会であってほしいと思います。これは議会事務局も含めて我々の時は宜しくをお願いします。

○議長（須藤正人君） 答弁は。

○5番（門脇直樹君） いや、いいです。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） まず1点について、2点伺いたいんで、3点、今、門脇議員の方から言いました。2点についてまず伺います。

31ページの橋梁維持費、これが通学路ということで、かねてから私が再三質問してました陸橋のことだと思うんです、違うんですか、と思うんですが、それをやる際にですね、これは外壁とか何とかということですか。外壁。いずれ今の通学路、非常に暗くて、外壁も中も非常に暗くて、中の階段も何かこう坂みたいなの造ったり、どういうふうにして坂造ったのか、あれを滑って遊んでるそうですけれども、子どもたちは。もっと明るい感じの外壁にして、子どもたちが本当に夢と希望を持って通学できるような、そういう明るい内容のものにしてほしいということと、何と申しますか、耐震がどうなってるかちょっとあれなんですけれども…。

○議長（須藤正人君） 見上議員、この今のね31ページのこれ、橋梁維持費の件で質問してるんでしょう。

○2番（見上政子さん） はい。31ページでなかったか。

○議長（須藤正人君） あなたの質問は。

○2番（見上政子さん） 八小の通学路の、その外壁じゃなかったんですか。そうですね。じゃあちょっと私、ページ数間違ったと思いますが、その外壁のどういうふうな色合いになるのか、そういうふうなものに、本当に明るいものにして外から見ても本当にいいものにしてほしい、その辺の考え方を伺いたいと思います。

それとですね、27ページの、先ほどからいろいろ論議されてますけども培養について何点かありますので、私は今まず聞きたいところは、この運営が本当に成り立つのかどうかというふうなことからしてですね、第三セクターの運営資金貸付要綱、ここの部分に書かれてますけれども、出資総額の3分の1以上があれば貸付ができると。町は500万円、農協300万円、ほかの方で290万円というふうな出資金でありますので、3分の1以上は町はクリアしているので貸付金はできると、こういう中身であります。第7条ではですね運営資金の貸付限度額についてですけれども、予算の範囲内の額とするということで非常に曖昧であります。町の予算の範囲内の貸付というのは、どの辺までが貸し付けられるのか。1,000万円とか普通2,000万円とか、そんなものではないかなと思うんですが、今回は8,500万円の貸付金であるということで非常にこれ多額の貸付金になります。

それとですね、この中に書かれてますが、町長に提出するものとして以下のこういう書類を提出しなければならないとあります。町長に提出しても町長は社長です。町長が自分で見て自分で申請して自分で判子を押す、こういうふうな仕組みが本当に、第三セクターとはいえ、これをやはりちょっと変えていかなくてはならないのではないかと思います。この要綱の後ろの方に申請書とありますけれども、中身が非常に内容が足りないというか、減免申請する際にもですね、7ページも6ページにもわたる減免申請のいろんなその書類を提出しなくてはならない割には、この申請書は非常に簡単なものであって、その8ページのところ、これ資料なんですけども、その他町長が必要と認める書類というのがありますけれども、これは例えばどういうふうな書類になるのか、その点を伺いたいと思います。

昨日の新聞でしたか一昨日でしたか、魁新聞に三セク抜本改革ということで記事が載ってます。読んでおられると思うんですけども、今年7月末現在で自治体が損失補償や債務保証、資金貸付金をしている法人を対象に調査をしたということであります。債務保証のことも町長言われましたけれども、その債務保証について債務不履行の場合はどのように考えておられるのか、まずこの点について伺いたいと思います。

○議長（須藤正人君） 田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 1点目の観小歩道橋の修繕の件でお答えしたいと思います。

この修繕費については、現在、外壁の方に雨と風があたると通路の方に水が染み込んできます。今、冬場なので凍結の心配があります。予算をとって、その辺をまずは直し

たいということです。特に階段部分については、階段の半分付近まで水が染み込む状態なので、それをまず直したいということです。それ以外については町の方で、橋梁の15m以上の橋梁につきまして橋梁長寿命化修繕計画を作って国交省の方から認定を受けております。それで観小歩道橋については25年度の調査で調査終わって、翌年度か翌々年度に直すという計画の中で、橋梁の中では一番早い修繕計画になっておりますので、その段階で見上議員がおっしゃったようなことを検討しながら計画していきたいと思いません。

以上です。

○議長（須藤正人君） 武田企画財政課長。

○企画財政課長（武田 武君） 培養に関する、第三セクターに関する貸付金関係でご説明いたします。

全協の資料の8ページに申請書あげてございますが、法人からの申請、第三セクターからの申請、これで町長になるわけですけれども、契約同様、代理人として副町長を代理人とした形という形式をとらなければいけないのではないかなというふうに考えております。

それから、貸付の限度額関係でございますが、予算の範囲内という形にしておりますが、これは今回提出しておりますその予算8,500万円の範囲内ということで、その額がどこまでが適当なのかというところは今後予算で審議していただくということになるかと思っております。

それから、関係書類についてなんです、一般的に資金計画、それから経営状況の説明ということで毎年出します貸借対照表とかそういう形のものになります。また、限度額の確認資料としては、先に農林振興課の方で出しております必要経費関係とかそういうものになるかと思えます。償還計画については、償還計画書、借用証書によるものと思えますが、その他あと町長が認める書類というものについては、雇用のその人数とか細部にわたる経営内容のそういうものが該当してくるのではないかなというふうには思っております。

いずれこの文字で書くと簡単でありますけれども、その積算根拠とかそういうものまで求める形になるかと思えますので、ボリュームが大変大きいものになるのではないかなというふうに感じております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 培養の方にあれですけれども、例えば債務保証の点でどうだったのかということの答弁がなかったです。その点ちょっともう一回追加してもらいたいと思います。

それとですね、歩道橋のことですけれども、雨風が漏ってきてる大変な状況になってると思います。子どもたちはそういう中を学校に行かなくちゃいけない、雨風が漏ってきて凍るかもしれない、そういうふうな状態の中で歩道橋を使ってる。これはやはり国の認定がおりてよかったとは思うんですけれども、耐震のことですので早急にやってもらいたいんですが、国の認定がおりて26年か27年って言われましたけれども、その間でですね、やはり町でできることは、網戸もボロボロですし、サッシもですね非常に古いサッシで、もうちょっと町の予算でやればできることがかなりあると思うんです。そこを国の耐震を待たないで、できることをやっていくべきではないかなと思いますので、その点についてもう一度答弁をお願いします。

○議長（須藤正人君） 武田企画財政課長。

○企画財政課長（武田 武君） 申し訳ございません。債務保証関係でございます。

債務保証に関しましては、経営が順調にいったらそういうことにならないよう祈っておりますが、万が一この借りてる返済ができないということになると、当然、町が債務保証しておりますので町が支払うという形にならざるを得ないと思っております。

○議長（須藤正人君） 田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） 観小歩道橋についてお答えします。

場所、サッシと、それから網戸については、前の調査段階でいろいろコンサルの方からは連絡をいただいております。とりあえず一番最初に補修修繕計画になってるので、できれば最小限の修繕で今回はやっていきたいと思っております。とりあえず悪い箇所については調査を入れて、今回の予算の中で対応できるものについては対応していきたいと思っております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 債務不履行の場合ですね、循環からすると金融機関がこれを代行して、その金融機関の方に第三セクターの方で損失債権の契約を結んで払うとか、こういうふうな場合になるんでないかと思うんですけれども、今、第三セクターの取り組み方がいろいろ問題になって裁判になったりもしております。私、今朝早く、第三セクターのこの債務保証、損失補償とかこういうのをインターネットでちょっと見たんです

けれども、やっぱり各地でいろんな問題が起きております。そのことをまず申し述べまして、次の段階の質問に入りたいと思います。

まずですねハウスの話、今まで農協がハウスの人たちといろいろ話し合っただけで、これからどうするのかというふうなことを農協との話し合いということでしたけれども、ほとんど、聞くところによるとほとんどもうハウスの人たちはもうやっていけない。そのやっていけない中身というのは、もう借金がすごくてですね今これからやってもそれを挽回できるようなそういう中身ではないということで、やっぱりこれから抜けていく人たちだと思っております。今まで受けた損失、赤キノコ、自分たちのハウスのせいもあるんでしょうけれども、培養の責任はその報告見るとほとんど載ってないので私は何とも言えませんが、まずその経営が非常に困難になったということに対して救済の措置を町として、農協がやるからということで農協の方に町長は投げかけてますけれども、町としてもこれを、ほかの議員からも再三言われてますが、どのように考えているのか。農協任せなのか、もう一度その点お聞かせ願いたいと思います。

この金額が本当に8,500万円つぎ込んで、これが本当に経営が成り立つのかどうなのか、町民の人たちも非常にやっぱりこれ疑問に思っていると思います。そういう意味でですね、今、廃業になったところにその培養が直接経営ということでやっていくようですけども、町で把握しているのは廃業する人たちが何軒なのか。その廃業する人たちの、終わってしまえば借金しか残らないんですけども、その廃業することによってその人たちがどのように、何らかの利益を得るようなものがあるのかどうなのか。例えば雇用に使ってもらおうとか、その廃業した人たちを雇用するとか、そういうふうな何か、今のところ本当に何にも見えてきてないんですけども、見えてこないとやっぱり8,500万円のその貸付金、それから1,500万円の投資というのも不安になってきます。まずその点についてわかる範囲内で教えてください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほど皆川議員からもお話がありました。いずれ今までの経過からいって、こういう状態になっても尚かつちゃんと採算とれてる人も中にはおります。それから、どうやっても採算ベースに乗せれない人もいます。だから個別一人一人にあたりますと、みんなそれぞれ違います。その中で当然今おっしゃったように、あとはもうやめてしまうという人も中にはおるようです。今、全部集約中でありまして、いずれそういうやらないところについては培養の方でじゃあハウス管理をしながらやりま

しょうと、雇用についてはどういう形態になるかについては、そのハウスの人が今までどおりやりたいとなればまた話は別ですけども、そこら辺はこれからの話し合いになるだろうと思います。

それから、いずれ今までこの峰浜培養を設立しながら、八峰町の農業振興の大きな目玉の一つとして米に次ぐ産業で今まで成長してきました。これをです今倒すと言うことになる大変なことになるので、我々としては何としてもまずこの産業としての今の培養の位置づけをはっきりしながら、再開に向けて頑張っていくというのが基本的な構えでありますので、そこに向けたいろんな隘路は確かにあると思いますけれども、乗り越えて私らは頑張っていきたいと思っています。当然、培養の会社、いろいろホダ木の問題等ありましたけども、直前までは生産を続けることについてちゃんとそれなりの経営は成り立つような仕組みになっておりますので、是非この後は生産者の技術指導を含めた、今までの反省を踏まえたものを改善しながら絶対成功するように頑張っていきたいと思っていますので、そういう角度から一つ皆様方からも議論していただいて応援していただきたいなと私は思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 頑張っていくのが、それはもう当然頑張らなくては行けません、事業をやるからには。頑張るってやれることと、それから投資をしてもこれがやはり困難だったということになると大変だと思います。そのためにも、いろんな準備段階ですね、廃業するところが何軒で、それでその人たちにはどういうふうな何らかの救済方法をとるとか、例えば借金の利息の何割かを町の方で救済するとかがない場合、何にも、廃業したまま借金だけ残るということであれば、本当にこれは町にとって不評が広がるばかりではないかと思えます。この辺のところはまだ把握してないというふうな状態であればですね、本当にこれはちょっと私も考えものだと思いますので、この点、課長判らないのでしょうか。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） その損失補填、損失補填と言いますけども、これはこういう農家であれ漁業者であれ、それから事業主であれ、それぞれ事業をやる場合は必ずリスクを背負って頑張っているわけですから、これが出たから全部今どこかで町で補填するということになると大変なことになると思います。だから生産活動に向けてその一助となるような支援の仕方とかあればですね、そういった点は考えていきますけども、損失を穴

埋めするようなそういうことはですね決してやってはならないことだと私は思っています。

そういう意味で、この後もですね指導、経営指導を含めた栽培指導を含めたそういうものをきっちりしながら、今度取り組むものについてはもう少しそこら辺を厳しくやりながら頑張ってもらいたいというふうに考えています。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。6番腰山良悦君。

○6番（腰山良悦君） 24ページの子ども園の修繕について伺いたいと思います。

今、統合するということで全面的な改修はできないと思いますが、何か聞くところによりますと同じところを何回も修繕しているという話を伺っております。その点についてその内容等お聞かせいただければと思います。

○議長（須藤正人君） 伊勢幼児保育課長。

○幼児保育課長（伊勢 均君） 腰山議員のご質問にお答えいたします。

このたび修繕費の補正をお願いしているわけですが、現在までの残額といたしまして12万円ほどありません。例年だと、この時点でまだ50万円ほどあるわけですし、というのはですね、今まで八森地区の子ども園につきましては統合するということで少しぐらいの雨漏り等我慢してもらってあったんですけども、なかなか我慢するところまでもう過ぎてしましまして、子どもたちに非常に危険だということで、このたび岩館子ども園の入り口の外壁のところにコンパネを張って壁が崩れないような策をしたりですね、あと雨漏りにつきましても事務室の方に雨漏りがありまして、蛍光灯、それからOA機器の方に雨漏りがあって非常に危険だということで雨漏り補修をいたしております。それで、その点で少し修繕費を消化してしまったということが一つと、今回補正をお願いしている部分は、消防の検査でかなりの指摘を受けております。例えば灯油タンクとか誘導灯のバッテリーの関係でございます。そのこともありまして今回補正の増をお願いしているところでございます。

先ほど、腰山議員が何回も同じところを修理しているということは、おそらく岩館子ども園の方は雨漏り対策をお願いしたんですけども、一回、コーキング等で直したけどもやっぱり雨降れば漏るということで、これは何年前からも、前の課長に聞いても何年前からやっても防げないということであったんですけども、そのことだと思いますけども、いずれ雨漏りはなかなかその場所が特定できなくて苦労しております。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） もう一回、培養に話題を戻したいと思います。

今回の町長の行政報告の中で、7ページに、栽培を希望しない農家の施設については培養で直接栽培することになると。いずれこういう、もう栽培しないという農家が、そういうお話があっておそらくこういう文章が出てきたんだろうなというふうに思うわけです。

そもそも培養の第三セクター峰浜培養の立ち上がりは、私その当時のこと知りませんが、おそらくシイタケ栽培をする農家に少しでも安く安定した菌床を提供する、これがおそらく第三セクター峰浜培養の仕事だと私は今まで思ってきました。今回、諸般の事情により今度はシイタケ栽培まで培養が行うということになります。培養に定款があるのかどうかわかりませんが、培養の会社を何を狙っているのか、もう一回確認をしていただきたいと思います。

それから、今度はシイタケを栽培している。今までは農家に、もちろんこれも売ることには変わらないわけですが、決まった農家の人方にその菌床を販売するのが培養の仕事であったと思います。今度は市場に商品を出すところまで培養が介入することになります。そうしたことに今回の予算のこの支援、8,500万円の支援、これが果たして培養のその菌床を育てて農家に提供するための培養に対する貸付金なのか、それとも更にその中からシイタケ栽培、農家からハウスを借り上げてシイタケ栽培するところまでこの資金が回っていくのかどうか、この辺わかる範囲でお知らせいただきたい。

○議長（須藤正人君） 松森農林振興課長。

○農林振興課長（松森尚文君） 今の峰浜培養の規模ですけれども、途中で増築して増えましたけれども、年間、菌床ブロック200万本、製造の規模であります。今までそれに合わせたそれで生産してあったんですけれども、そのためには今の農家の皆さんがやっているハウス、前にやってるハウスですね、それを全部稼働しての200万本であります。行政報告でも述べておりますが、やっぱりどうしてもいろいろ金銭的な理由とか高齢化、いろいろあるようですけれども、どうしてもこれからあとシイタケ栽培をやめざるを得ないという農家も実際出てきております。今、農協の方で意向確認やって、これまだ発表できませんけれども、ほぼ固まりつつありまして、今のところ比率から言いますと、やめる方の農家のやめる方のハウスが多くて、峰浜培養でハウスを借りてやる比率の方が高くなっております。それでハウスは50坪と70坪あるんですけれども、全部で35棟、これを稼

働させなければいずれ峰浜培養の規模からいって人件費等生まれてきませんので、その体制でいくということで、農家よりも峰浜培養で栽培するハウスの方が多くなります。中身についてはまだ流動的ですので、今のところは発表できません。

それから、農家の方が少なくなるんですけども、いずれ新しい菌を採用するわけですから今までと栽培方法も変わります。そういうことで農家へのサポート体制としては、それも行政報告にも述べておりますが、専門家を1人招聘することにしています。これは、この前の打ち合わせでも、農協、峰浜培養、町との打ち合わせ、それからその会社の打ち合わせで、大体、人も決まってきております。ということで、そういうふうな、お金の支援ばかりでなく、そういう指導体制のサポート体制もしっかりしていきたいと思えます。

更には峰浜培養の体制ですね、今まではどちらかといえば工場長はおりませんでした。その上には町長、組合長があるんですが、その下にいないということで、その体制も、まだ発表できませんが整えることにして、そういう工場全体を見る人も配置することには相談しております。いずれは発表できる段階が来ると思いますが、今のところはそのようなことで、それで今回の8,500万円、見上議員からもありましたけども、これは当面の運営資金でありまして、当然8,500万円、これ1年間賄うことはできません。ただ、1月中には再開することにしてます。それで仕込みの段階から入れますと、あそこの峰浜培養で40日間培養します。その前の段階で種への植え込みとかありますが、2カ月ぐらいで農家にホダ木を供給できるんじゃないかと思えます。となれば、その売上金も出てきますので、そうなるって回転すればまたいろいろ収入もありますので運営できるものと思っ、いろいろ算定した結果が8,500万円の貸付金、それから補助金が1,500万円、計1億円でありまして、どうかご理解願いたいと思えます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 大事なところ答弁いただいております。峰浜培養が立ち上がる時に何を目的に峰浜培養が第三セクターで立ち上がったのか、この辺、定款も含めて願います。

○議長（須藤正人君） 松森農林振興課長。

○農林振興課長（松森尚文君） 定款はありませんが、いずれしても峰浜培養の立ち上げたあれば、最初、峰浜で菌床シイタケの栽培を始めていた時は外部から購入していました。それでどうしても運賃とかそういうのがかかって掛かり増しになるということで、

それではということで第三セクター峰浜培養を設立したようであります。それで、そこには菌床ブロックの製造には定款にどう書いてあるかわかりませんが、いずれそれが主な仕事でありますけども、どうしてもさっき申し上げたとおり、その35棟のハウスの分の菌床ブロックを製造しなければ、あそこの工場は回転できないということで、できれば全部の農家からやってもらえばよかったですけども、どうしてもやれないということで栽培まで培養でやることになりました。

○議長（須藤正人君） 1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 今、課長言ってるのはわかるんですが、会社をつくる時、特に第三セクターの時は、これ行政が主導になる第三セクターが最初から商売を目的にやるのは私はいかななものかと、そういうふうに思います。やはり地域に貢献できる会社であって初めて第三セクターが公金を投入して立ち上げるべきだ。従って、私が今想像するには、やはり峰浜に産業としてシイタケ農家を育成する、そのためには少しでも安い菌床を提供して安定した製品を出してもらって、そしてシイタケ農家を育成するんだという考えの基に私は公金を投入してこの第三セクター峰浜培養が立ち上がったんだと思います。今ここではその目的から外れようとしてます。確かに今課長が言ってることはわかりますよ。全部のハウスが稼働しないと培養の今の回転がその規模まで行かないというのがわかりますが、だから私それやるなというわけではないんです。ただ、峰浜培養の会社の方針とずれていくんではないか。町でキノコの栽培までやることになるんですよ。そういうことからして、私はその辺はちゃんとはっきりしないとなかなか、公金を投入するわけです、幾ら貸付金とはいいいながらやはり公金を投入するからにはその辺はきちっとしていかないと、これ1年、2年で済む問題ではないと思います。簡単に8,500万円が、培養が稼働したからって来年返ってくるとも思えません。おそらく長い期間、みんなで努力しないと駄目だと思います。そういう意味からして、今この培養の営業を方向を変えようとしている時にこの辺をちゃんとしておかないと、なかなか住民の理解は得れないと私は思います。もう一回答弁願います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

松岡議員おっしゃるとおりに工場設立はいかに廉価なものを生産者に供給するかと、こういう方向については間違いはないと思います。ただ今の現状の中で、そういった方向に持っていく場合の一つの過程の中で、今それに手をつけないと培養自体ももう駄目に

なっちゃうので、やりながら、生産実証しながら、やがてまた生産者を育てながら正常な姿に戻していくという方向で頑張りたいと思っています。

それから、ホダ木の工場ですので、今、メーカーともいろいろ話してはいますが、そのほかの工場でもホダ木そのものを生産する設備がなくて栽培しているところもあります、全国で。そういうところにホダ木だけを販売できないか、そういうものを希望しているところもあります。そういった情報なども今集めて、できればやっぱり培養でそういう体制の中で立て直しを図りながら、生産者にはちゃんと指導しながら、やがてはまた生産者からやっていただくと、過程の途中経過の中では今培養としては最大限の努力しないとそこまで行けないんじゃないかなと私は考えてますので、そういう角度で頑張っていくますので。

それからあと、当然できたものはパックセンター通しながらいきますので、これはJAのルートで、販売ルートは今もあるわけですので、プラス、この後また新しい販売ルートについては我々も努力しなきゃならないし、今度招聘する専門家は栽培から販売までもある程度ノウハウを持っている人間ですので、そういった人方もこの後配置をしながら是非体制を強化を図って成功させたいと思っていますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） おそらく培養が立ち上がる時に定款なのか、いわゆる決め事を書いたものがあるんだと思います。町長が答弁した、いわゆるそのシイタケ農家を守ってまた育てていくという前提のもとに今回直営でやるんだということであれば、これは私方向としては間違えてないなというふうに思いました。ただ、離れる農家もあるわけですから、これ離れても、もしかしたら培養の役員はそのままなのか判りませんが、これから様々なトラブルが予想されます。ちゃんと定款に則った会社運営、それから町民から納得してもらえるような努力を怠らないようにしながら、質問を終わりたいと思います。答弁はいりません。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。8番福司憲友君。

○8番（福司憲友君） 培養についてはいろいろご意見も出されましたけども、まず今までの流れを見ますとですね、やはり情報不足といいますかね、それがこのような結果になったのじゃないかなと思います。今までは順調にいった時は誰もがみんないいなと思ってあったんですけども、今回あのような状況になってですね、私方も「いや、おめ

えだの議員でシイタケの方向何も知らねがったな」とも言われました。いや、それはそうであったなと思います。しかし今、町長がですね、あえて今までの、あえて町長ですね、その行政もやれ、シイタケやれ、というのは大体無理であったと思います。ましてですね、米森組合長だってあの大農協を抱えているわけですから、それもシイタケを見ねばねえっていうのは、大体本当に無理なあれであったなというふうに思います。だから町長がどうのこうというよりもですね、やっぱり新しい今出発をするわけですから、これからの農林振興課でもいいから常に農家と培養とね、新しい会社ができるわけですから、きちんとやっぱり議会にもこうどういう状況だか報告してもらいたいと、そういう機会をね設けてもらいたいというふうに思います。それと私方もこれから勉強していかなければならないし、また、いろいろまた助成金も出さなきゃならないような話でございますので、どうか一つそれだけはですね、お互いに、今までやってきたシイタケですから、町の産業ですから、また改めてそうなれるように私方期待しておりますので、町長一つ頑張って一つやっていただきたいと思います。答弁はいりません。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 私はこの培養の農業振興の1億円に対してですね、質疑をすればするほど中身がまだまだ決まってない中でお金だけが先行して1億円が出てきているということが本当によく判りました。ハウスがほとんど入らない状態で直営方式でやっていると。町長も今度のあれは栽培から販売まで道に通じた人がいるということで、もうこれは直営の培養を検討していることだと思います。いつになることなのか、一人一人が、農家の人たちが採算とれるようなハウスを持つには、まだまだ時間がかかるし、その時点でですねハウス一人一人の、ハウスの人たちの救援するために町から投入するのであればわかりますが、今の状態だと培養そのものがもう直営で販売までいくというふうなことであれば、第三セクターとしての意味が私は成り立たないと思いますので、この補正予算に反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 私も反対討論をいたします。

本案には八森地区の統合子ども園の建設予定地の取得費が計上されております。私は

今まで一般質問等で再三建設場所については、将来、町内の子ども園が統合されて1園体制となった場合も考慮し、そういう場所に建設すべきだと主張してまいりました。実際に役場周辺に候補地とするよう提案もいたしてきました。町の人口は減少し続けております。それに伴いまして出生率も低下しております。ミラクルでも起こらない限り、この人口減少と出生率の低下は今後も続きます。仮に今回取得予定の土地に統合子ども園を建設しても、その建物が耐用年数を迎える前に再度統合の話が持ち上がってくるのではないかと私は危惧しております。そうなれば岩子子ども園や石川子ども園の二の舞となってしまいます。税金の無駄遣いと言われかねません。八森地区の統合子ども園だから八森地区にという地域エゴ的な考えはこの際捨てて、将来を見据えた、将来1園体制となってもいいような場所に建設すべきだと私は思っております。

どうか議員の皆様には私のこういう主張を十分ご理解いただきまして、ご賛同願いますようお願いいたしまして、私の討論を終わります。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。1番松岡清悦君。

○1番（松岡清悦君） 賛成の立場で討論をいたします。

先ほど峰浜培養の件について私が不安に思っていることをお話させていただきました。先ほど福司議員からの質問の中にもありました。以前は従事者が180人とも言われました。年商が8億円とも言われました。そういう大きな事業の割には町長が社長であるという、ほとんど会社の経営には私はタッチできなかったんだろうなど。これ、町長責めてるわけではありません。私は、立ち上がりからやはり右腕となる専務が会社にいるべきであつたらうというふうに思います。今回はそういうことも含めて会社の運営、それからシイタケ市場、農家のことまで含めて、おそらく組織を再編しながらもう一回再生を目指して立ち上がろうとするのだと思います。数少ない八峰町の産業の中で、頑張っって八峰町のシイタケと言われるような体制まで持っていけるように期待しながら、本案には賛成をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 私も本案に賛成の立場から討論に参加をいたしたいと思っております。

柴田議員、或いは見上議員の考え方も十分理解できるわけでありますが、今、八峰町が誕生して7年目であります。まだまだ若い町であります。成長過程にあるわけでありますから、いろいろ旧町村単位で考えられてきておった、或いは考えておったことがまだ未解決のまま残っておる部分もあるんじゃないかなというような気もいたしております。

す。先ほど柴田議員からお話されましたように、近い将来、少子高齢化が拍車をかけますと、やはり子どもさんの少なくなるのは目に見えてわかるとおりでありますし、そのとおりだと思います。しかし、今まで八森地区の人たちがいろいろな立地条件、或いは構造的なものも考えながら、修理、或いは修繕をしながら今まで耐えて頑張ってきたのもまた事実だろうと思います。今ここに来て、今日補正予算にもあったように、今まで頑張ってきたんでしょうが、もうとても持たないということで、それで本気で予算で耐えしのぐというようなところも見えるわけでありまして、こういった条件が重なって地域の方で前々からこういった盛り上がりがあったのかなという具合に私は理解をいたしております。やはり小さい子どもさんであれば近いところにそういった子どもさんを預けておく場所があれば、それは親御さんにとって大変安心できるものではないだろうかなという具合に思う点もあります。

また培養にいたしましても、当初、峰浜村時代でありますから、いつも米単作、米単作と言われておった矢先のシイタケ導入でありましたし、始まった当初は皆さんご案内のように大変良好な経営状況であったろうと思います。しかし、いろいろな悪条件が重なって今日こういう状況になったわけでありますが、しかし今ここで、これまでシイタケ栽培が抱えてきた地域産業の振興、或いは雇用の確保というような面から考えますと、ここでもう一度てこ入れをして農家の皆さんから頑張ってもらいたいというようなことも新しい町を再生していくための一つの手段でないだろうかなという具合に思います。

先ほど福司議員、或いはその他の議員の皆さんからもいろいろ意見があったわけありますから、くどくど申し上げる必要はないかと思うんですが、生産者のことを十分考慮していただきながら、今後の八峰町の産業確立のために是が非でもシイタケ栽培農家を援助していただきたいと、指導していただきたい、サポートしていただきたいと、同じ農家の一員として切に思うところであります。私方よりも苦しい農家経営をなされておるんじゃないかなというような気もいたします。同情もいたします。頑張ってもらいたいと思います。どうかもう一度皆さんで温かい目で育ててやっていただけないものでしょうかと、私は本案に賛成をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第100号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方はご

起立願います。

(賛成者起立)

○議長（須藤正人君） 起立多数です。従って、議案第100号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第101号、平成24年度八峰町国民健康事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） それでは、議案第101号についてご説明いたします。

議案第101号、平成24年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出予算の総額に1,324万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,425万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりです。

平成24年12月12日提出

八峰町長 加藤和夫

内訳につきましては5ページからです。5ページをお開きください。

歳入でございます。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税でございます。3万6,000円の減額でございます。この減額は、東日本大震災に対する財政支援及び助成に関する法律の制定に基づいて、原発事故の方の八峰町へ1世帯2人分が転入してございます。その方の減免でございます。区分で、節で、区分1で医療給付費現年度課税分2万4,000円、それから2の後期高齢者支援分現年課税分1万2,000円の減額でございます。それから、2目の退職被保険者等国民健康保険税でございます。26万9,000円の減額でございます。これも震災関係の減免でございます。内訳は、医療費給付分現年度課税分13万9,000円の減と、2の後期高齢者支援金現年課税分6万6,000円の減、それから区分3の介護納付金現年課税分6万4,000円の減額、合わせて26万9,000円の減額でございます。

それから、3款2項1目財政調整交付金、これも震災関係分でございます。特別調整交付金の4万2,000円の追加でございます。

次、6ページをご覧ください。

4目災害臨時特例補助金でございます。これも震災関係の分でございます。災害臨時特例補助金17万4,000円の追加でございます。

それから、4款1項1目療養給付費交付金でございます。区分1の現年度分でございますが、これも震災関係の減免分でございます。現年度課税分の医療費と、それから現年度課税分の後期高齢者支援金の分の41万5,000円の追加でございます。それから、過年度分の追加で211万2,000円の追加でございますが、これも23年度の災害、原発関係の23年度分の追加でございます。合わせて256万3,000円の追加でございます。

それから、10款1項2目その他繰越金でございます。1,077万7,000円の追加でございます。これは前年度繰越金でございます。残額はございません。

それから、歳出でございます。10款1項1目一般被保険者保険税還付金でございます。これは災害とは関係ございませんで、現年度の課税分で資格が遡及した分の喪失分の予算不足による追加で、34万9,000円の追加でございます。それから、2の退職被保険者等保険税還付金でございます。これは震災関係の分で15万4,000円の追加でございます。これは23年度課税分の保険税が18万3,800円ですが、予算額で3万円もっていますので、不足分の15万4,000円の追加でございます。それから3目の償還金でございますが、これ121万1,000円の追加でございます。これは23年度事業の確定に伴う返還金でございます。

それから、11款1項1目の予備費でございます。これは繰越金の調整のため1,153万円の追加でございます。

なお、震災関係で減免分の総額が67万400円ですが、補助見込額として66万9,636円が交付される予定です。ですからほとんどが、減免した分が補助金で返ってくるような状況になってございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第101号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） これより議案第101号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第101号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。2時30分、再開します。

午後 2時22分 休 憩

午後 2時30分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第10、議案第102号、平成24年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 議案第102号についてご説明いたします。

議案第102号、平成24年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入歳出の総額に8,857万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億8,590万円とするものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりです。

平成24年12月12日提出

八峰町長 加藤和夫

内訳につきましては5ページからです。5ページをお開きください。

歳入でございます。3款1項1目介護給付費負担金でございます。1,725万円の追加でございます。これは23年度介護事業給付費の確定に伴う精算でございます。

それから、4款1項1目介護給付費負担金501万2,000円の追加でございます。これも23年度事業確定に伴う精算でございます。

次のページです。

5款1項1目介護給付費負担金でございます。118万円の追加でございます。これも23年度介護事業の確定に伴う精算でございます。

それから、5款2項3目秋田県介護保険財政安定化基金交付金でございます。現年度課税分で、これは県の基金の取り崩しによる交付されるものです。これが24年度、今年度限りです。この881万9,000円は、この後、介護基金会計の方へ積み立てて、この後、5期計画に取り崩して使うものでございます。歳出にも出てきます。

それから、6款1項1目利子及び配当金でございます。8,000円の追加です。これは預金の利息でございます。

それから、8款1項1目繰越金5,630万4,000円の追加でございます。これは前年度繰越金でございます。残額はございません。

次のページ、歳出でございます。2款1項1目居宅介護サービス給付費でございます。900万円の追加でございます。これは居宅介護サービス給付費の不足による追加でございます。5目施設介護サービス給付費でございます。3,000万円の追加でございます。これも施設介護サービス給付費の不足による追加でございます。9目居宅介護サービス計画給付費でございます。200万円の追加でございます。これも居宅介護サービス計画給付費の不足による追加でございます。

それから、2款2項1目介護予防サービス給付費でございます。20万円の追加でございます。これも給付費の不足による追加でございます。それから、7目介護予防サービス計画給付費でございます。100万円の追加でございます。これも給付費の不足によるものでございます。

それから、2款4項3目高額介護サービス費（合算分）でございます。320万円の追加でございます。これは高額介護サービス費の額の確定によるものでございます。320万円の追加でございます。これは国保、それから後期高齢、それから介護の分で按分されて、介護の分の追加でございます。

それから、2款5項1目特定入所者介護サービス費でございます。50万円の追加でございます。これもサービス費の不足による追加でございます。

それから、4款1項1目介護給付費準備基金積立金でございます。882万9,000円の追加でございます。内訳といたしまして、県からの交付金の882万円と預金利息の9,000円を合わせた額でございます。これは5期計画で使っていくものでございます。

それから、6款1項3目償還金でございます。28万6,000円の追加でございます。これは23年度事業の確定に伴う返還金でございます。

12ページです。

6款2項1目一般会計繰出金955万3,000円の追加でございます。これは一般会計の繰出金でございます。一般会計の方でも出てきましたので、同額が載っております。

それから、8款1項1目予備費でございます。これは前年度繰越金を調整したもので、2,400万5,000円の追加でございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第102号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第102号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第102号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第103号、平成24年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長(金平公明君) 議案第103号についてご説明いたします。

議案第103号、平成24年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)でございます。

歳入歳出の総額から366万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,319万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりです。

平成24年12月12日提出

八峰町長 加藤和夫

内訳については5ページからです。

歳入でございます。3款1項2目保険基盤安定繰入金366万2,000円の減額でございます。これは保険財政の確定に伴う減額でございます。

次の6ページです。

歳出ですが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金366万2,000円の減額です。これも確定に伴う減額で、歳入歳出が同額で減額なるということです。

以上でございます。

○議長(須藤正人君) これより議案第103号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第103号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第103号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第104号、平成24年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長（田村 博君） それでは、議案第104号をご説明いたします。

平成24年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出予算の補正の総額に歳入歳出それぞれ106万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億6,043万3,000円とするものです。

平成24年12月12日提出

八峰町長 加藤 和夫

5ページをご覧ください。

歳入です。5款1項1目の繰越金、前年度繰越金106万9,000円の補正です。

歳出の方になります。6ページです。

1款1項1目の一般管理費、委託料230万5,000円の減額です。これは24年度の検満メーター交換委託の完了に伴う減額です。

それから、1款2項1目八森地区施設管理費11節需用費の消耗品16万9,000円、それから修繕費390万円。消耗品につきましては、今年の秋の長雨で川の濁り水が排水池の方に入っております。その濁水処理凝固剤の在庫不足のための補正です。それから修繕費につきましては、小入川取水ポンプ、それから八森浄水場の水底交換修繕と、今後、配水管の漏水が3カ所くらいあるだろうという見込みの入った390万円の補正となっております。それから14節使用料及び賃借料の自動車等21万5,000円の減額、それから16節の原材料費の48万円の減額につきましては、24年度で濾過砂の一部を取り替え予定しております。

したが、搬入予定の茨城県産が被災による放射能汚染の可能性があるかもということで出荷してないため、今回減額補正をしております。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第104号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第104号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第104号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第105号、平成24年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 議案第105号、平成24年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第1号）について、説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算補正ですけれども、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ90万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,453万2,000円とするものです。

今回の補正に関しては、歯科診療所を来年3月、中にはもう開設したいということで、その3月の1カ月分の運営費、それから診療所、医科の方の診療所を、本院ですけれども改修工事が終わりましたので、その不用額を減額したものが主なものとなっています。

5ページをお願いしたいと思います。

1款1項2目の歯科診療報酬収入ということで、先ほど言いましたように3月中には開設したいということなんですけれども、実際その開設の日がまだ決まってません。それで収入等につきましても見込みということで、今回10万円を計上させてもらっています。

それから、2款1項2目の歯科文書料、これも1,000円計上させてもらっています。

次のページをお願いします。

4款1項1目の繰越金です。前年度繰越金として今回の補正に関わる不足分として79万2,000円を充当させてもらっています。

それから、5款1項の雑入ですけれども、9,000円としています。それで、説明欄の7・8・9に係るものについては、お医者さんが診療所の2階の方に居住するという事なんでしょうけれども、どうしても構造上、水道というんですか、そういうもの等については分けて工事というんですか、することができませんので、その部分については、今までの鈴木さんの方でやったもの等を見ながら本人からいただきたいということで、このような金額を計上しています。

次、7ページ、歳出ですけれども、1款1項1目の一般管理費、ここで先ほど申しました15節の工事請負費242万5,000円、診療所本院改修工事の不用額としております。それから、2目の歯科管理費ですね、1の報酬60万円、これは歯科医師の報酬1カ月分ということです。それから7の賃金53万5,000円ですけれども、これは歯科衛生士1名、助手2名ということで、この金額を計上しております。それから、11の需用費66万円、それから12節の役務費5万6,000円、次のページの13委託料1万9,000円、それから14の使用料及び賃借料4万円ということで、運営に係るものを見込みで計上させてもらっています。

それから、2款1項2目歯科医療費として11の需用費で60万円、これは医薬材料費ということです。それから13の委託料6万3,000円、これ電子カルテシステムの保守、これの1万3,000円ですね、それから技工物作成委託料とありますけれども、入れ歯等については外注するという事になっていますので、その部分として見込みで5万円を計上させてもらっています。

それで、3款1項1目の予備費ですけれども、ちょうどこちらの方でもいろいろこうやっていますけれども、もしかすると歳出というんですかね、漏れとかあれば、そしてまた緊急の場合、こういうことを想定して30万円ほど予備費に計上させてもらっています。

以上です。

○議長(須藤正人君) これより議案第105号について質疑を行います。質疑ありませんか。

3番柴田正高君。

○3番(柴田正高君) この診療所の改修工事についてなんですが、今回242万5,000円の減額なっていますが、当初私たちに説明したのは管理費にあたる手数料、設計料、それ

から管理料等、手数料という形で計上しておったんですが、それも含めて580万円とかの金額だったと思うんですね。それで約半分近くも減額になったんですね。それこそ当初の見積もりが杜撰だったんじゃないかなという私はこういう感じを、今この減額予算を見てそういう感じを受けました。この五百何十万の計上をされた時、私は設計料や何かは補正しないんですかと聞いたんですが、その時、図面があるからと、図面で判断するというので、おかしいんじゃないかなというお話をしたんですが、それこそ図面で畳の汚れや、それこそクロスの汚れ、床の傷、そういうのなんかわかるはずないですよ。本来であればね、それなりの資格のある人が現場をちゃんと調査して、クロスの張り替え、㎡数は幾ら、このぐらいの程度の傷だったらフロアは張り替えしなくてもいいとかということで判断されて当然予算計上されるものだと思うんですよ。そうすればこんなに大幅な減額の金額は計上されなかったんじゃないかなという感じをいたしております。

それが1点と、それから3月から再開したいという今お話でしたけども、3月のいつから再開するのか。3月1日からなのか3月中頃なのか末なのか。3月たった月あるんですから、それですね。当然、再開にあたって歯科医師の確保はできたわけですが、歯科衛生士と、それから看護助手ですか、を採用しなきゃいけないわけですね。当然その採用を見た上で、当然本来であれば再開というふうになるのでしょうけども、その件についても全協でどなたか議員さんが取り上げておりましたけども、歯科衛生士1人でもできるようなそういうお話もされておったんですが、それこそ本来であればこの人員の確保がちゃんと目処が立って、それでいつから再開するというお話になるべきだろうと思うんですね。その点についてもご説明ください。

○議長（須藤正人君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） お答えします。

1点目の件ですけれども、ちょっと私が聞き違いであれば申し訳ないんですけども、これは前回の予算で改修の時の質問の話じゃなかったですか、今のお話ね。この今回減額するのは、当初予算で医科の方の本院、それからはつらつ苑、それらの改修工事が、塗装とかですね、その部分を今回減額するという事です。ですので、ちょっと聞き違いであれば困りますけども、さっき柴田議員の質問でクロスの張り替え云々、面積云々というのは、ちょっとこの工事の中には入ってませんので、たぶんそちらの方じゃないかなと思って、で、お断りしたいと思います。

それから、2点目のいつから再開するのかということについてですけれども、これは

全協の時、私の方で概算のスケジュールを出しました。確かにスタッフの、お医者さんは確保したけれども、衛生士とか助手さんは決まっていません。ただこれについては、予算の裏付けのないものに対してうちの方で募集もかけられないというお話してます。というのは、この予算が通ったら町民の方への周知とか、それからハローワークへの何と申しますか募集っていうんですかね、そういうものを出したいということなんで、その点はちょっとご理解、確保っていうんですかね、予算の確保ならないのに人員の確保まではちょっといけないということをご理解いただきたいと思います。

それからあと、実施、いつ再開するのかということで、これは非常にはっきり言って今質問のとおりスタッフが全部揃ったりしないと、これはうちの方でやりたいといっても先生一人だけではもしかして無理かなという面もありますので、それでは早めに確保したいなと思ってます。それで私の方で3月中というのはスケジュール的にきついんですけども、全協の資料に出したように3月末現在で実際営業というんですかね、診療所が動いてれば、翌年度の交付税の方に援助してもらえる、算定なってくるということもありますので、できるだけそれに、はっきり言いますとそれをですね、せっかくそういうものがあるのであれば、できるだけ活用したいということで、遅くとも3月末までには再開したいというそのスケジュールを立てていたものです。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） まず1つ目は、報酬の額の算定をどのような判断で決めたのかということが1つです。これに伴ってですね、この方は36歳の女性の独身だということがあります。この方がですね、いろんな例えば事業所的に間に合わないというふうな状況になった時に中傷される心配があるなど。というのは、こういう上小阿仁の例があるわけですが、あそこの先生が6人でしたっけ、医者が代わっているわけですね。その一つの原因は、給料が、報酬がですね高くて、その高い報酬に合った収入が得られないという中傷があったりですね、それから土曜・日曜の休暇の休診っていうんですか休日の日にたまたま釣りをしていたら、町民にそれをとがめられたと、休みなのに魚を釣っているけども、あの人は職員なのに魚を釣っていると、いろんな形でまずその批判や中傷があつてですね、上小阿仁の医者の方はですね6人も代わっているという現実があるわけです。今回、36歳という方がですね、現実的には当初年度からたぶん想像するに赤字であろうと思いますし、議会の説明会の中でも出たようにですね、交付税が足して初めて

何とかなるんだというふうな状況なわけです。町民はその中身というのは判らなくて勝手なことを言うわけですが、その辺が出た場合、ちゃんと精神的なフォローを町としてやっていかないとですね、その36歳という年齢の若さが対応できていけるのかなと、半年か1年ぐらいでご免してくれちゃべられるのではないかなということをやちょっと心配しているわけなので、その辺をちょっと町の方のフォローについての考え方をご答弁願いたいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） それでは、1点目なんですか、2点目混ざったようなちょっと私あれなんですけれど、まず歯科医師の報酬決めるというのは、1つはですね他の公営診療所ですね、こういうものも状況を考慮して決めたものです。今回採用なるというのは、歯科医師は正職員ではなくていわゆる特別職の職員という、報酬という形で採用するんですけれども、いわゆる正職員と違いまして、いわゆる報酬だけ月額幾らだけということで手当等ありません。そういうもので月60万円、年収ベースで720万円ということなんですけれども、以前、全員協議会で提出した資料の中にA町、B町というような書き方で県北のある町の例も出してましたけれども、それらの医師と比べますとですね決して高いものでないということをご理解願いたいなと思っています。それで一つの例、例というんですか、A町の場合ですとですね、これは大学から派遣されている歯科医師なんですけれども、この人は一日3万8,000円の、この人は手当なしという方です。これ単純いきますと月20日勤務すると76万円になるんですけれども、これで年収ベースだと約912万円ほどになります。それからB町の場合だと、これは町の職員として採用されている方です。50歳前後で基本給は50万円前半だと、それに毎月30万円ほどの医師としての手当を支給していると聞いています。いずれ詳細的にはちょっとお聞きできませんでしたがけれども、いずれ正職員ということですので期末勤勉手当その他諸々入れた場合、たぶん年収では1,300万円以上にはなるのかなと思っています。そういう意味ですと、うちの方、考え方によりますけれども、ほかのいわゆる公共団体というんですかね、同じ歯科診療所の医師と比べて突出して高いとかそういうような状況ではないのかなと思っています。

それから後段の方で、議員はちょっと私の方に出したのもなかなか厳しい資料なんですけれども、その中でも先生が運営というんですかね、その中でちょっとこう落ち込むって言うんですかね、そういうことのないように、そういう時は町の方でフォローというよ

うな話されてましたけれども、いずれできるだけ、いろんなケースが考えられるかと思
いますけれども、いずれずっと長くいてもらうように、うちの方もできるだけのフォロー
はしたいと考えています。

以上です。

○議長（須藤正人君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 前段の話は今答えたとおりですので、本人がですね、やっぱりう
ちを離れて遠くへ来るわけです。そしてまた単身赴任ということなので、それぞれやっ
ぱり生活は慣れるまでは大変だと思います。幸いなことに、まず隣に診療所もあります
ので、そういう人方との交流とかそういうものもまたできる状態にあります。そして、
これはどこへ行っても同じなんですけれども、できるだけ地域に早くなじんでいただく
ように我々もですね声をかけていきたいと思ひますし、地域の人からも大事に育ててい
ただきたいなと思ひています。それからまた、議員の皆さん方からも是非また温かく声
かけていただければ、いずれ決まって来るようになれば皆さん方にもご紹介をしたいと
思ひますので、どうか一つ宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 先ほどはどうも失礼しました。私の勘違いでした。それこそこの
減額の分は医科本院の分ですね。確かに医科本院の工事はハーフの取り替えだとか外壁
の塗装工事だとかだったと思うんですね。それでこの現場の管理はどちらで行ったんで
しょうか。建設課ですか、それとも福祉保健課の方ですか。というのはですね、足場、
工事するのに当然足場が必要なわけで、ビデ足場を設置して請負業者が工事しておった
んですが、その足場がですね、かなり杜撰な足場でして、それこそ労働安全衛生法から
いけば、当然あのビデ足場を組むのに下に足場板を敷いて、その上からジャッキを置い
てその足場に固定してビデを組まなきゃならない。そして、ビデは当然根絡みもとらな
きゃならないということになってるんですが、そういうのが全然なされてなかったんで
ですね。当然、それで事故があった場合は当然管理する方にも管理責任が発生するわけ
ですけども、福祉保健課の方で管理してあったというんであればあんまりそういうのに慣
れてないせいもあろうかなという感じもするんですが、建設課の方で管理なされてたん
だとすれば、そういうののプロの担当が管理したんであればいささか問題かなという気
もするんでね、そこをどうなっているのかお知らせください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君）　　ここの現場監督というんですかね、やったのは福祉保健課の方でやってます。担当は、前に建設の方から今回異動なったわけですがけれども、そちらの方が詳しい方なんで、その人をお願いしてやってもらってます。ただ、大変申し訳ないんですけど、今柴田さんの専門的なちょっとお言葉の中で足場の問題、話されましたけれども、ちょっと私詳しくちょっと判りませんので、ちょっとこう後で本人というんですか、ちょっとこうお話してみたいな、こういう指摘があったよということだけちょっとお話させていただきたいと思います。

○議長（須藤正人君）　　ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君）　　足場の施工規則がですね確か4年ほど前に改正されまして、非常に厳しくなったんですよね。それで足場から転落する事故、それから足場の上に物を置いて、それが落下して怪我をすとかという事故が多数発生いたしまして、それ以来、足場の設置に関する基準が非常に厳しくなって、それで、当然こっちの方、行政の方にも、建設の方にもそれは届いてるはずですよ。ですからね、やっぱり工事に際してはですね福祉保健課の所管の仕事だから福祉保健課でっていうことではなくてですね、やっぱり課同士ちゃんと連携をとって違反のないようにちゃんとしっかりやっぱり指導すべきだろうと斯様に考えるわけです。それこそ課の連携がないのでそういうことになったんじゃないかなと、こういう気がいたします。やっぱり町長もそういう、町長でしょうか、副町長ですか、職員、課内の連携、そういうのについてもやっぱりしっかり指導すべきだと思うんですが、副町長の考えをお聞かせください。

○議長（須藤正人君）　　当局の答弁を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤進君）　　今それこそ大変恥ずかしい話ですがけれども、今指摘されるまで判らなかつたということで、この後の施工する工事についてはその辺十分心してしっかりやっていきたいと思っております。宜しくお願ひいたします。

○議長（須藤正人君）　　ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん）　　まずアンケートをとられたということで、これは本当に住民の声が聞けて大変よかったなと思っております。60代から80代まで61.6%の人がこれに答えていますので、この人たちのことを配慮してということでちょっと質問したいと思います。

町営の診療に来る人たちをバスを使って、そして歯科を利用する人たちにもそれを利用してもらうということで最初お話ありましたけれども、秋元先生から診てもらう時間

と歯医者さんから診てもらえる時間、これズレがかなりあると思うんですね。その点どういふふうに待ってもらえるものなのかどうなのか、その辺の今からちょっとこれ考えておかなければならないのではないかと思います。

それと、診療所と歯科診療所、廊下で繋がってますよね。私も何回か…繋がってない、確か…診療所と歯科診療所、繋がってないですか。繋がってなかったらほんのわずかの隙間があると思うんですけれども、診療所を受けた人が歯科診療所をそのまま廊下づたいで利用できるようなそういうふうなやり方にすると、お互い、歯医者さんに行く人と診療所に行く人っていうことで、大変こう利用しやすいし、いちいち外に出てまた段差があるところを利用してっていうことではなくて、同じ町営の診療所であつたらそこを、ほんのわずかな隙間だと思いますので、そこをお互いにこう話し合いながら進めていくということではできないものではないでしょうか。この点について伺います。

○議長（須藤正人君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） お答えします。

いずれ詳しい運営形態についてはこれからの詰めていかなければならないと思っています。

それで1点目、バスを使って利用云々ということ、確かにバスは乗ることは可能ですけれども、実際、今は医科の方で使って、専用というんですかね、そういう感じです。従いまして、両方、一緒に乗ってきてもですね一緒に両方、医科も受けて歯科も受けて帰りのバスにも乗れるというのはちょっとこうきつい状況なので、そこいら辺ちょっといろいろ今後検討していかなければならない事項だと思っています。今のところまだ確実にこうするというのは決まってませんので、その点をご理解願いたいと思います。

それから、2点目、医師、それから歯科医師、医科と歯科ですね、建物の構造上は繋がってるんですけれども、実際は今はそこをですね、もともと何ていうんですか、医師住宅を歯科の診療所に改造した関係で、その通路のところにレントゲンを設置しています。レントゲンですので、もう廊下っていうんですか通路いっぱい、頑丈に放射線漏れっていうんですか、だと思っただけなんですけれども、そういうことでやっていますので、今は隙間等は一切ありません。ですから、繋ぐとすれば非常に別ルートで繋がざるを得ないんですけれども、それもまた建物の構造上ちょっとこう無理かなというのが正直なところなんです。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第105号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第105号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 3時12分 休 憩

.....
午後 3時14分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第14、陳情第7号、オスプレイの配備と秋田県上空での飛行撤回を求める陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 今回の衆議院選挙でどのような政権に代わるかによって、その政権の考え方によって政策を見た上でというふうな議運の説明でしたけれども、どのような政権に就こうとも、要望は要望としてこれは国民の要望ですので願いは一つ同じであると思います。そういう意味でも、この出された陳情は12月議会、3月の予算、国の予算にからんだものとか、今やはり非常に困っている問題なんかもありますので、これは全て私は付託されることなく即決でお願いしたいと思いますので、宜しく願いいたします。

○議長（須藤正人君） ただいま2番見上政子議員から即決の動議が出されました。動議に賛成の方、ご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（須藤正人君） ただいまの動議は賛成者1名おります。ただいまの動議が成立されました。

ただいまの動議は、会議規則第16条の規定により成立いたしました。

委員会付託を省略することの動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。動議のとおり決定することに賛成の方、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（須藤正人君） 起立少数です。従って、委員会付託を省略することの動議は否決されました。

陳情第7号は、総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

次の定例会までに審査を終了するよう希望いたします。

日程第15、陳情第8号、消費税増税に関する意見書の提出についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、陳情第8号は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

次の定例会までに審査を終了するよう希望します。

日程第16、陳情第9号、安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） これも国会の予算にからんだ議案ですので、これは地方議会の方から是非これを実現して欲しいということで即決した方がいいと思いますので、反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ただいま2番見上議員から即決の動議が出されました。動議に賛成の方、ご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（須藤正人君） ただいまの動議は、会議規則第16条の規定により成立いたしました。

委員会付託を省略することの動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。動議のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立少数です。よって、委員会付託を省略することの動議は否決されました。

陳情第9号は、教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

次の定例会までに審査を終了するよう希望いたします。

日程第17、陳情第10号、介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） これも3月議会を出して国会にお願いするには、これも時間がないと思います。今からやはり国の方にこういう処遇改善を求める陳情を議会に出すべきではないかと思います。

○議長（須藤正人君） ただいま2番見上議員から即決の動議が出されました。動議に賛成の方、ご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） ただいまの動議は、会議規則第16条の規定により成立いたしました。

委員会付託を省略することの動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。動議のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立少数です。従って、委員会付託を省略することの動議は否決されました。

従って、陳情第10号は教育民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

次の定例会までに審査を終了するよう希望いたします。

日程第18、陳情第11号、「教育費無償化」の前進をもとめる陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） これもやはり3月議会で決めてから出すには、もう国家予算も決まっておりますので、特に大事な教育費の無償化ですので、これも是非議会で早目に即決してほしいと思います。

○議長（須藤正人君） ただいま2番見上議員から即決の動議が出されました。この動議に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） ただいまの動議は、会議規則第16条の規定により成立いたしました。

委員会付託を省略することの動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。動議のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立少数です。従って、委員会付託を省略することの動議は否決されました。

従って、陳情第11号は教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

次の定例会までに審査を終了するよう希望します。

日程第19、陳情第12号、「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） これも大事な陳情であります。少人数学級することによって学力も伸びますし、いろんな意味で子どもたちに行き届いた教育ができます。是非これも議会で皆さんで即決して国へすぐ出していただきたいと思います。

○議長（須藤正人君） ただいま2番見上議員から即決の動議が出されました。この動議に賛成の方、ご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） ただいまの動議は、会議規則第16条の規定により成立いたしました。

た。

委員会付託を省略することの動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。動議のとおり決定することに賛成の方、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（須藤正人君） 起立少数です。従って、委員会付託を省略することの動議は否決されました。

陳情第12号は、教育民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

次の定例会までに審査を終了するよう希望します。

日程第20、陳情第13号、国に、生活保護基準の引き下げをしないことを求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 今、生活保護を受ける人がかなり多くなりました。というのは高齢者の方々の年金が非常に少なく、国民年金だけでは暮らしていけない一人暮らしの高齢者が増えております。併せて若い人の仕事がない。こういうふうが増えたことによってその基準を引き下げるということは、これはあってはならないことです。今度の新しい政権がどのようになるか判りませんが、是非このことも3月議会で決定してからでは遅いと思いますので即決を求めます。

○議長（須藤正人君） ただいま2番見上議員から即決の動議が出されました。この動議に賛成の方、ご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（須藤正人君） ただいまの動議は、会議規則第16条の規定により成立いたしました。

委員会付託を省略することの動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。動議のとおり決定することに賛成の方、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（須藤正人君） 起立少数です。従って、委員会付託を省略することの動議は否決されました。

陳情第13号は、教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

次の定例会までに審査を終了するよう希望します。

日程第21、陳情第14号、最低保障年金制度を消費税によらないで創設することを求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 最低保障年金制度は各党がこれが必要だというふうなことに一致していると思います。しかし、これを消費税に頼らなくともいろんな意味で、国の国家予算をまだまだ節約するところがいっぱいあります。そういう意味でも消費税に頼らないでいく、このことを求めることは、新しい国政に是非陳情として出していくべきだと思います。宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） 2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 言い足りなかったことをお詫びいたします。是非これを本議会で即決採択をして国の方に陳情して、皆さんから賛同いただけますよう宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） ただいま2番見上議員から即決の動議が出されました。動議に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） ただいまの動議は、会議規則第16条の規定により成立いたしました。

委員会付託を省略することの動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。動議のとおり決定することに賛成の方、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立少数です。従って、委員会付託を省略することの動議は否決されました。

陳情第14号は、教育民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

次の定例会までに審査を終了するよう希望します。

日程第22、陳情第15号、地域経済と雇用対策強化の為の地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん）内容的には、やはりこれは雇用と地方財政の充実ということで、3月議会で出されてはもう国会の予算が決まっておりますので意味がないと思います。この場で即決するべきだと思いますので宜しく願いいたします。

○議長（須藤正人君）ただいま2番見上議員から即決の動議が出されました。この動議に賛成の方、ご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君）ただいまの動議は、会議規則第16条の規定により成立いたしました。

委員会付託を省略することの動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。動議のとおり決定することに賛成の方、ご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君）起立少数です。従って、委員会付託を省略することの動議は否決されました。

陳情第15号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

次の定例会までに審査を終了するよう希望します。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は明日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦勞様でございました。

午後 3時34分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 須藤 正 人

同 署名議員 6番 腰山 良悦

同 署名議員 7番 皆川 鉄也

同 署名議員 8番 福司 憲友